

一般廃棄物処理基本計画

(第2次ごみ処理基本計画書)

平成28年4月 策定

令和3年4月 一部改訂

大 町 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい -----	1-1
第2節 計画の期間 -----	1-1
第3節 本計画の対象廃棄物 -----	1-3

第2章 地域概要

第1節 概況 -----	2-1
第2節 社会環境 -----	2-2
第3節 生活環境 -----	2-4
第4節 将来計画（総合計画） -----	2-5

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の流れ -----	3-1
第2節 ごみ排出量の実績 -----	3-5
第3節 ごみの減量化・再生利用の実績 -----	3-6
第4節 ごみ処理の実績 -----	3-8
第5節 ごみ処理体制 -----	3-13

第4章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理の目標 -----	4-1
第2節 ごみの排出抑制計画 -----	4-8
第3節 分別収集計画 -----	4-11
第4節 ごみ処理計画 -----	4-13
第5節 その他の計画 -----	4-19

検討資料

参考資料

第1章 計画策定の趣旨

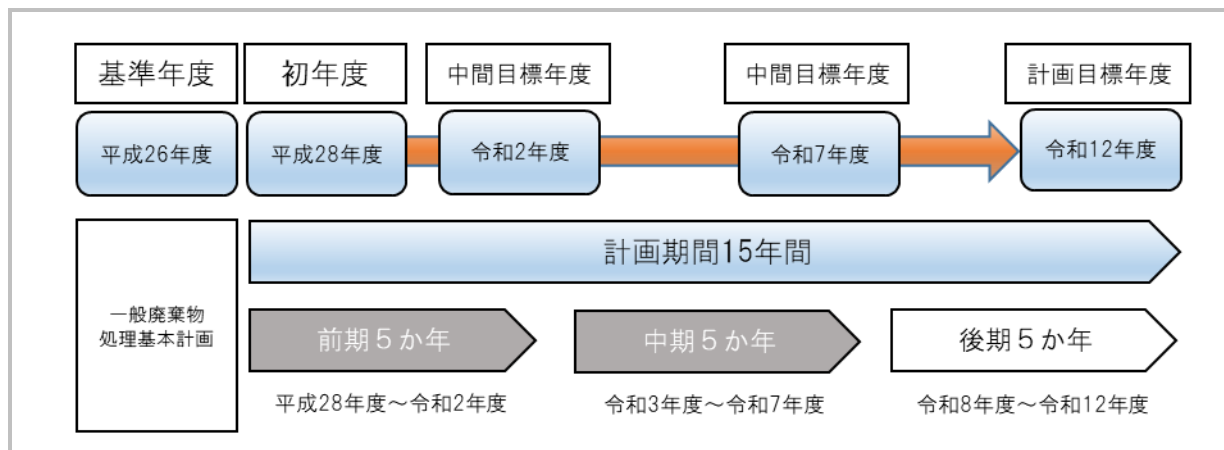
第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされています。今回の計画の見直しは、平成28年4月に一般廃棄物処理基本計画（第2次ごみ処理基本計画）を策定し、5年が経過したことに加え、計画策定の前提となっている諸条件に変動があったため本計画の見直しを行うものです。

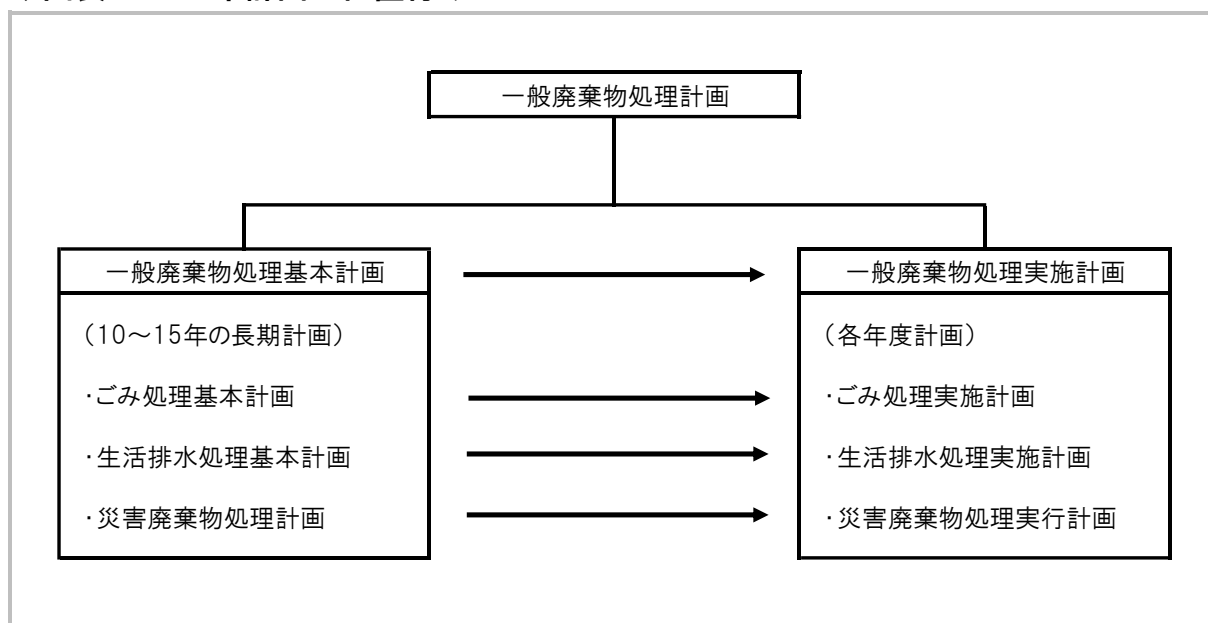
第2節 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする15年間の計画とします。なお、平成26年度を基準年度に令和7年度を数値目標年度とします。また、本計画は概ね5年ごとに改訂します。

◆図表1-1 計画の期間



◆図表1-2 本計画の位置付け

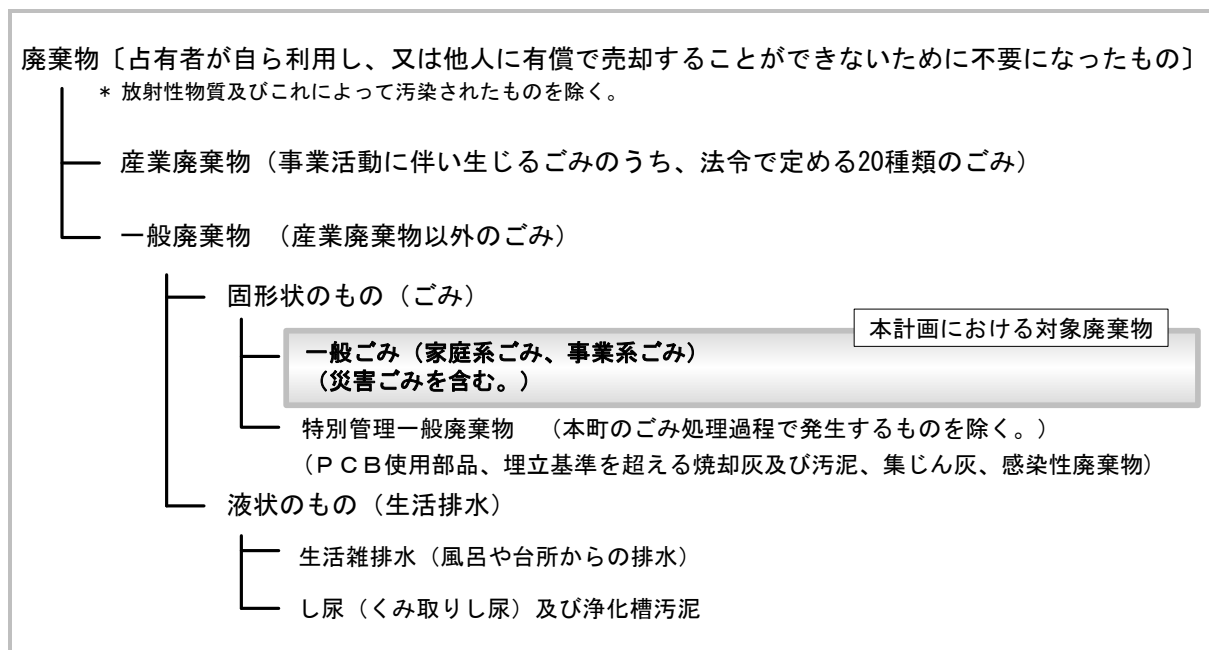


第3節 本計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、以下に示すとおり「一般廃棄物」で「固形状のもの（特別管理一般廃棄物以外）」を「一般ごみ」として位置付けます。

ただし、本町で処理・処分が困難なものは処理対象外とします。

◆図表 1-3 対象廃棄物



◆図表 1-4 対象外廃棄物

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法適用物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店引き取りとする。
パソコン	・資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーによる引取・資源化を行う。
自動車	・自動車リサイクル法に基づき、製造メーカーによる引取・資源化を行う。
その他本町が収集・処理を行わないもの	・以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 パソコン、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、バッテリー、ペットの死骸、消火器やガスボンベなどの発火（爆発）しやすいもの、海苔網、農薬ビン、建築廃材、瓦礫・土石類、その他産業廃棄物 など

第2章 地域概要

第1節 概況

1 位置及び地勢

本町は、佐賀県のほぼ中央部に位置しており、東は江北町、西は武雄市、南は武雄市、北は多久市に境界を接しています。

総面積わずか 11.50k m²と狭い面積で、東西 4.46km、南北 4.25kmの菱形に近い形をしています。地勢は、国道 34 号を境に、北部は南面傾斜をした山麓をなしており、果樹園や公園などが存在しています。また、国道沿いは住宅街となっており、炭鉱時代の炭住街が今も色濃く残っています。南部は、平坦地で農業集落が点在し、穀倉地帯白石平野の一角をなしています。

◆図表 2-1 本町の位置



第2節 社会環境

1 人口、世帯数等の状況

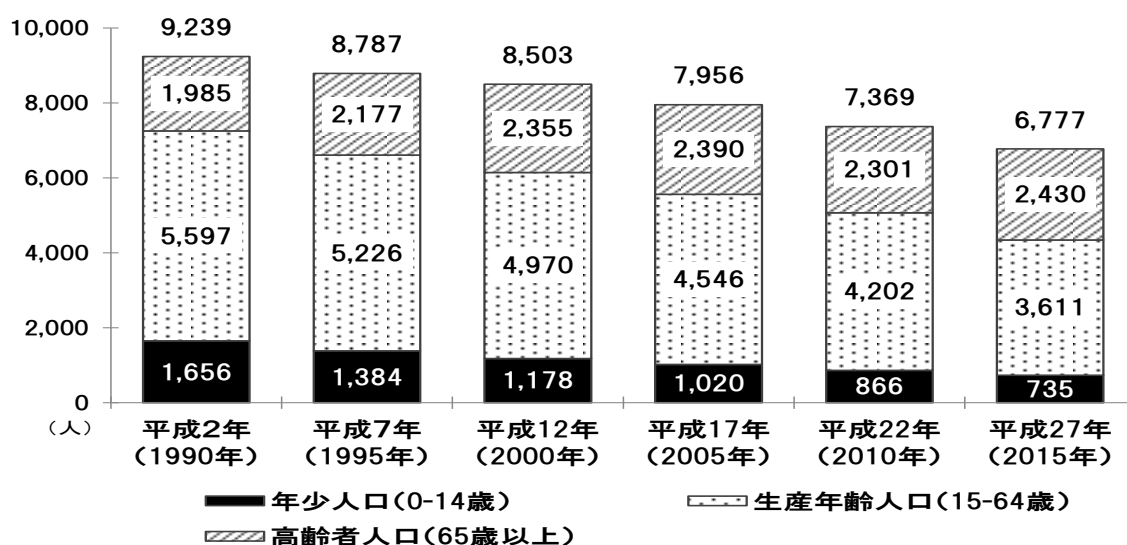
本町の総人口は、平成2年の9,239人から一貫して減少傾向で推移しており、平成27年では6,777人となっています。

年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少人口で推移し、高齢者人口（65歳以上）は、平成22年に一旦減少しましたが、平成27年では増加しています。

平成27年の年齢3区分人口割合を比較すると、高齢者人口割合は35.9%と国、県を大きく上回ります。一方、年少人口割合、生産年齢人口割合は、国、県を下回ります。

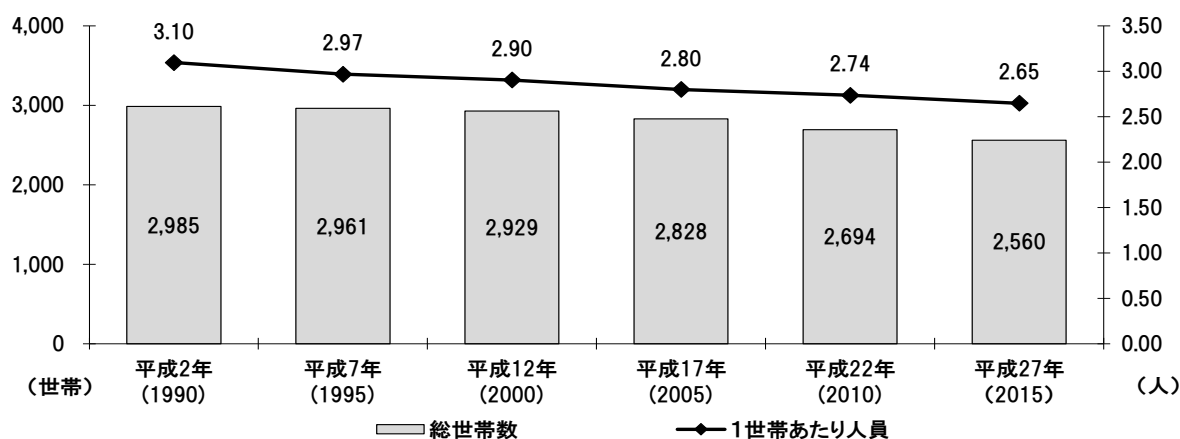
世帯数をみると、平成2年の2,985世帯から減少傾向で推移し、平成27年では2,560世帯となっています。また1世帯あたり人員は、平成2年には3.10人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、平成27年には2.65人となっています。

◆図表2-2 総人口と年齢3区分人口の推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

◆図表2-3 世帯数・平均世帯人員の状況



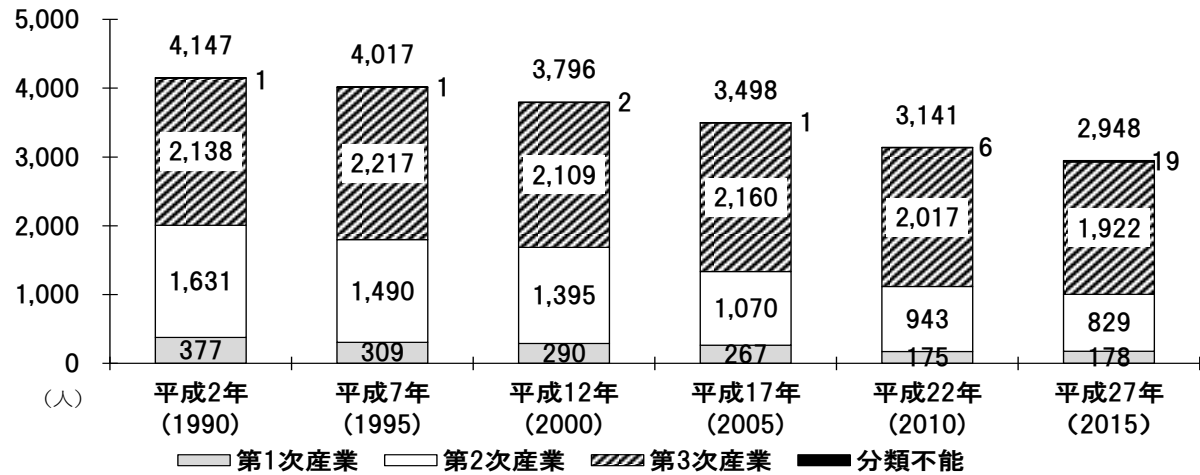
資料：総務省「平成27年国勢調査」

2 産業の状況

本町の就業者数の推移をみると、人口減少・高齢化に伴い、平成2年の4,147人から平成27年の2,948人へと減少傾向で推移しています。

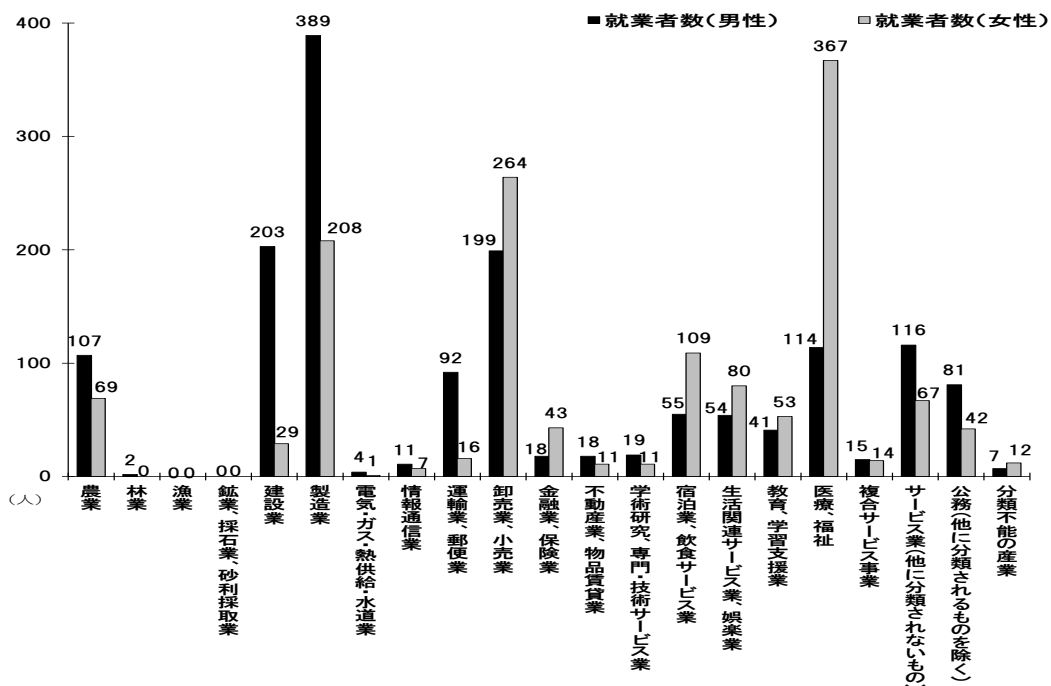
また、産業別の就労者をみると、男性は「製造業」、「建設業」、「卸売業、小売業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「製造業」の従事者が多くなっています。

◆図表 2-4 産業別就業者への推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

◆図表 2-5 産業別の就労人口



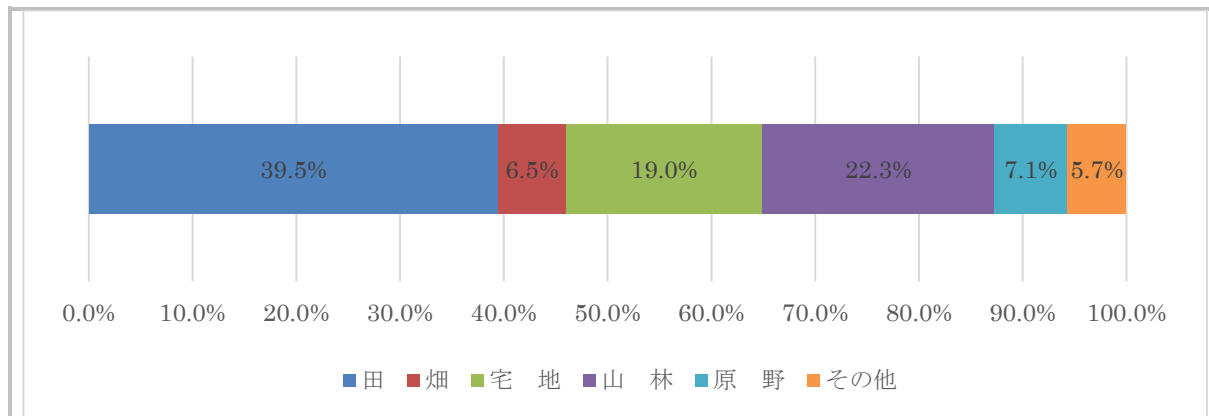
資料：総務省「平成27年国勢調査」

第3節 生活環境

1 土地利用

本町における民有地の土地利用状況は、田が 39.5%、次いで山林 22.3%、宅地 19.0%となっています。

◆図表 2-6 民有地面積（平成 30 年 1 月 1 日）



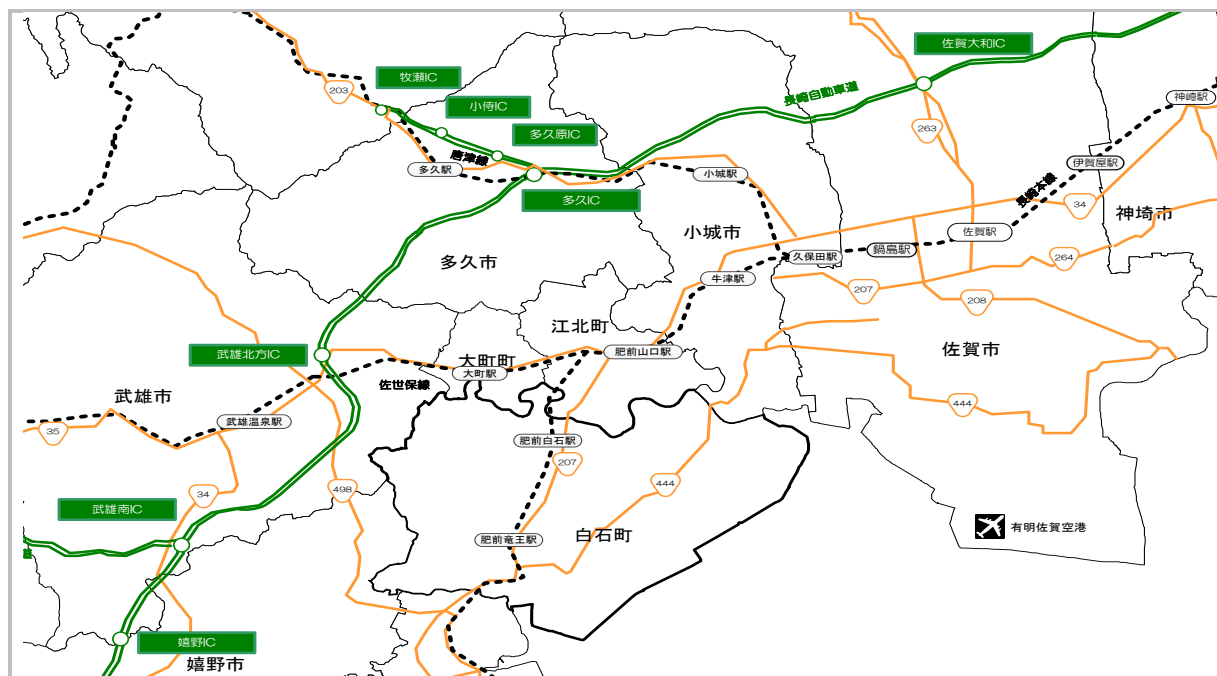
資料：佐賀県「平成 30 年版佐賀県統計年鑑」

2 道路・交通

本町の道路網は、町域の中央を東西に横貫する国道 34 号を中心に、そこから南方向に伸びる県道白石大町線、久間大町線、町道 73 号線によって構成されています。一方、本町の公共交通機関としては、JR 佐世保線が国道 34 号とほぼ並行して走り、普通停車駅である大町駅が設置されているほか、民間バス会社による路線バスが運行されています。

また、長崎自動車道武雄北方 IC も近く、長崎方面や福岡方面へのアクセスも容易な圏域に位置しています。

◆図表 2-7 道路・交通網

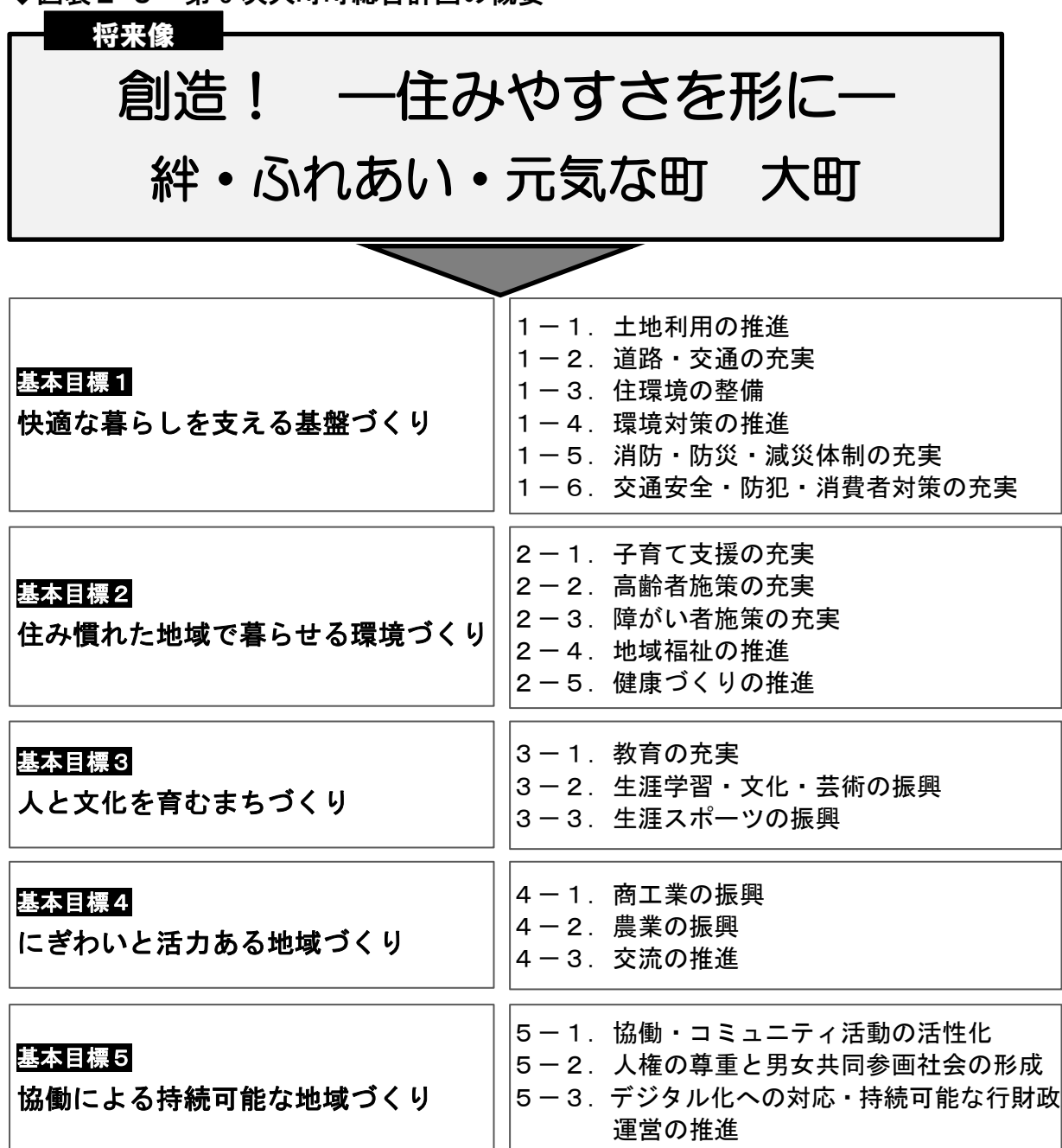


第4節 将来像（総合計画）

大町町総合計画は、令和3年3月に第5次大町町総合計画（令和3年度～令和12年度）を策定し、将来像を次のとおり定め、その実現を目指します。

環境対策の推進に係る現状と課題について、本町のごみ処理は、4市5町からなる佐賀県西部広域環境組合（さが西部クリーンセンター）で適正処理を行っていますが、生活環境に対応したごみの種類も多くなり、これまでの焼却からリサイクルへの転換が求められています。このため、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

◆図表2-8 第5次大町町総合計画の概要



出典：大町町「第5次大町町総合計画」

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理の流れ

1 ごみの分別

本町におけるごみの分別区分は、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4種分別に分かれており、資源ごみについては、「段ボール」、「紙箱」、「新聞」、「書籍・雑誌・雑がみ類」、「紙パック」、「古布」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」、「蛍光管」、「乾電池」の11品目に分別されます。

◆図表 3-1 収集ごみの分類

分別種類			具体的な品目
もえるごみ			生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品 など
もえないごみ			金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など
	紙類	段ボール	段ボール
		紙箱	菓子箱類
		新聞	新聞・チラシ
		書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
		紙パック	紙パック
	古布		衣類
	カン		飲料用、食品類（油もの以外）のカン
	ビン		飲料用、食品類（油もの以外）のビン
	ペットボトル		ペットマークがついているもの
	蛍光管		蛍光管
	乾電池		乾電池
	粗大ごみ		町指定のごみ袋に入らないもの

※「容器包装プラスチック」の分別収集については、平成30年度で廃止。

2 収集運搬

本町管内で排出される家庭ごみの排出方法等は概ね統一されています。もえるごみ、もえないごみ、カン、ビン及びペットボトルは指定袋制度、粗大ごみはシール制度を導入しています。古紙はひもで十字に縛って、古布は透明のビニール袋で排出しています。ビンについては、指定袋で排出することとしており、蛍光管や乾電池については、庁舎等で拠点回収を行っています。

◆図表 3-2 排出方法

分別種類			排出方法
もえるごみ			指定袋
もえないごみ			指定袋
	紙類	段ボール	十字に縛る
		紙箱	ビニール袋、紙袋等
		新聞	十字に縛る
		書籍・雑誌・雑がみ類	十字に縛る
		紙パック	ビニール袋、紙袋等
	古布		ビニール袋、紙袋等
	カン		指定袋
	ビン		指定袋
	ペットボトル		指定袋
	蛍光管		回収ボックス
	乾電池		回収ボックス
	粗大ごみ		シール

◆図表 3-3 収集頻度

分別種類			
もえるごみ		週 2 回	
もえないごみ		月 2 回	
	紙類	段ボール	月 1 回または 持込／随時 ※常設資源物ステーション
		紙箱	
		新聞	
		書籍・雑誌・雑がみ類	
		牛乳パック	
	古布		持込／随時 ※常設資源物ステーション
	カン		月 1 回
	ビン		月 1 回
	ペットボトル		月 1 回
	蛍光管		持込／随時 ※常設資源物ステーション
	乾電池		持込／随時
粗大ごみ		月 2 回（持込）、随時（個別収集）	

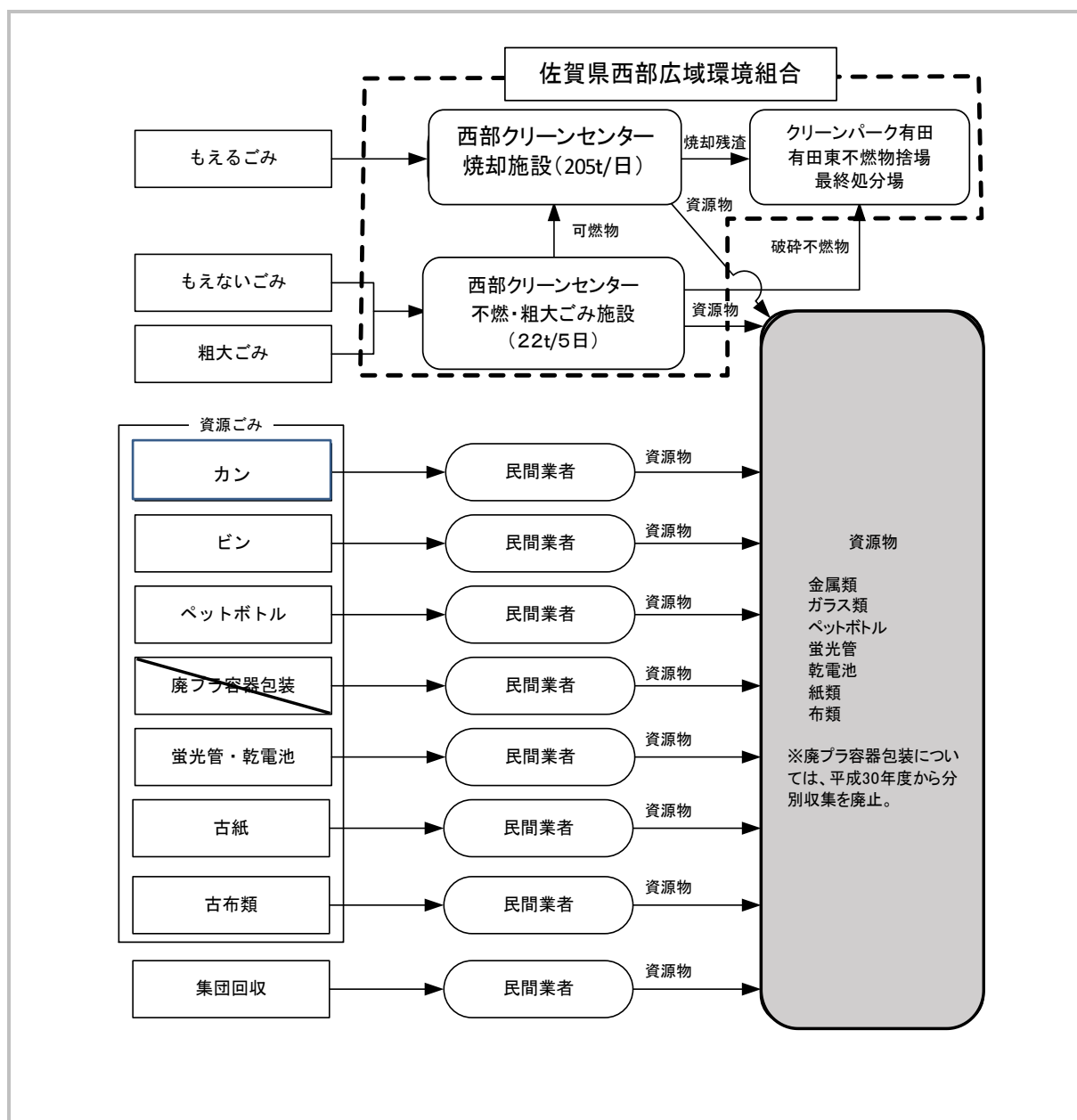
◆図表 3-4 排出場所

分別種類			全地域
もえるごみ			ごみ集積ボックス
もえないごみ			ごみ集積ボックス
	紙類	段ボール	常設資源物ステーション ごみ集積ボックス
		紙箱	
		新聞	
		書籍・雑誌・雑がみ類	
		牛乳パック	
	古布		常設資源物ステーション
	カン		ごみ集積ボックス
	ビン		ごみ集積ボックス
	ペットボトル		ごみ集積ボックス
	蛍光管		常設資源物ステーション
	乾電池		常設資源物ステーション ごみ集積ボックス 公共拠点施設 地区公民館
粗大ごみ			戸別収集、持込収集

3 ごみ処理の流れ

本町管内から排出されるもえるごみ、もえないごみや粗大ごみは、平成 28 年 1 月から佐賀西部広域環境組合が管理する西部クリーンセンターで焼却や破碎選別処理によって減量・減容化され、もえるごみの焼却残渣、不燃性残渣はクリーンパーク有田や有田町東不燃物捨場の最終処分場にて埋立処分されます。処理後に回収された資源物は業者に引き渡されリサイクルされています。缶・ビン等の資源ごみは、民間業者にて処理を行い資源化しています。

◆図表 3-5 ごみ処理の流れ（平成 28 年 1 月から）



第2節 ごみ排出量の実績

1 ごみ排出量

本町の年間ごみ排出量は、平成27年度まで人口の減少とともに減少してきましたが、平成28年度から増加している状況です。

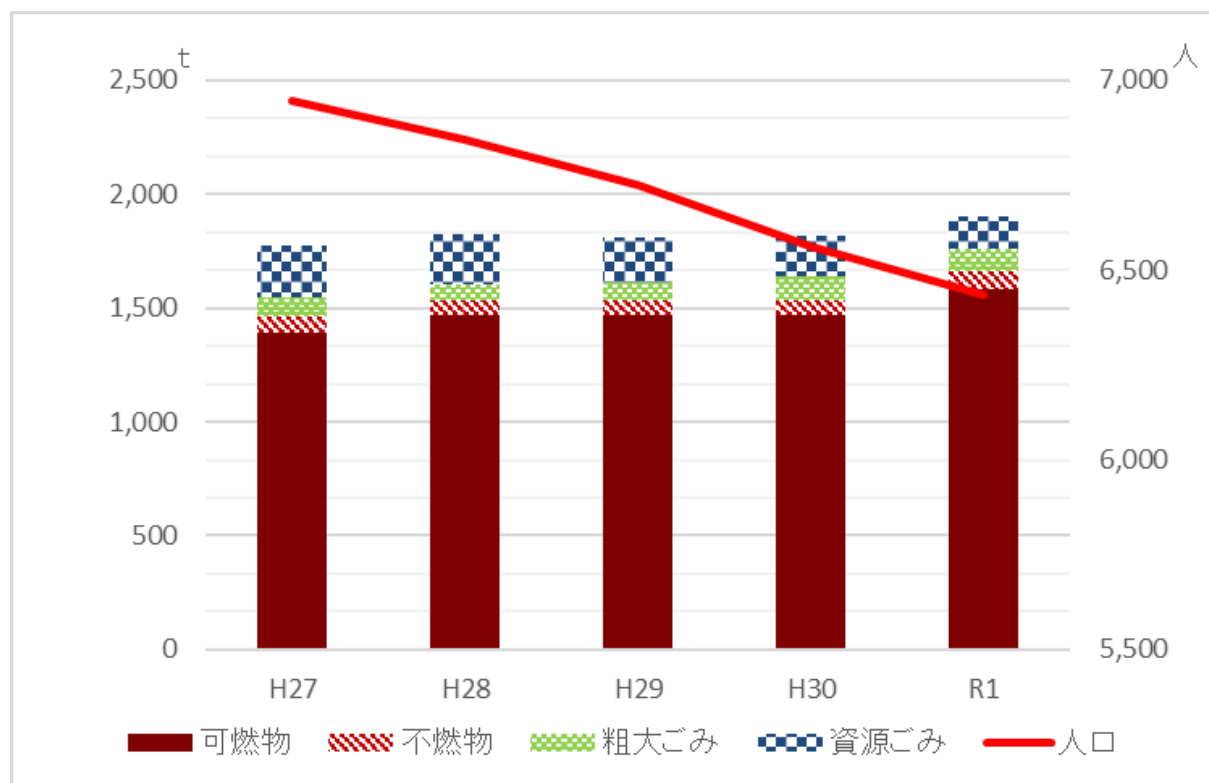
令和元年度のごみ排出量は、平成27年度比7.4%の増加となっています。

◆図表3-6(1) ごみ排出量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
人口（4月1日）	6,947	6,844	6,726	6,561	6,433
可燃物	1,388	1,466	1,467	1,471	1,580
不燃物	76	69	67	65	83
粗大ごみ	83	71	76	105	99
資源ごみ	227	219	203	178	143
合 計	1,774	1,825	1,813	1,819	1,905

◆図表3-6(2) ごみ排出量の推移



第3節 ごみの減量化・再生利用の実績

1 分別収集による資源化

本町では、資源ごみを民間業者で選別等の処理を行った後、資源化しています。~~平成22~~
~~年から~~分別収集量は年々減少しています。

◆図表3-7 資源ごみの分別収集量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
びん類	35	32	33	32	28
古紙類	123	108	94	82	78
ペットボトル	12	13	12	11	11
容器包装プラスチック	37	35	32	26	0
古布類	13	12	12	12	14
缶類	6	7	7	7	5
蛍光管・乾電池	1	1	1	1	1
合計	227	208	191	171	137

2 粗大ごみ処理施設からの資源化

粗大ごみ処理施設では、もえないごみと粗大ごみを破碎・圧縮・選別等の処理を行い、金属類の回収を行っています。回収された金属類は、概ね19t/年前後で推移しています。

◆図表3-8 粗大ごみ処理施設からの資源化量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
金属類	23	17	17	18	19

3 焼却処理施設からの資源化

焼却施設では、焼却処理後、残渣中の金属類の回収を行っています。

◆図表3-9 焼却施設からの資源化量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
金属類	9	19	23	23	30

4 住民による資源化

本町の住民団体において、古紙類やアルミ缶の資源物を回収する集団回収を行っています。

◆図表 3-10 住民による資源化量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
古紙類	74	54	28	25	23
アルミ缶	4	4	5	4	4
合計	78	58	33	29	27

5 生ごみの堆肥化

本町では、生ごみ堆肥化容器の購入に対して助成を行い、ごみの減量化を推進しています。

◆図表 3-11 生ごみ堆肥化容器購入の補助概要

助成対象	助成金額
町内一般家庭	購入金額の 1/2 を支給（3 万円を上限とする）

※平成 30 年度までは、購入金額の 1/3 を支給（1 万 6 千円を上限とする）

◆図表 3-12 生ごみ堆肥化容器購入の補助推移

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
基数	0	0	2	1	1

第4節 ごみ処理の実績

1 中間処理・最終処分

1-1 ごみ焼却量

本町では、もえるごみと粗大ごみ処理施設から出てくる可燃性残渣について焼却処理を行っています。

◆図表 3-13 焼却処理量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
直接焼却量	1,388	1,466	1,467	1,471	1,580
粗大ごみ処理施設 からの可燃物残渣	109	122	125	150	161
合計	1,497	1,588	1,592	1,621	1,741

1-2 資源化量

本町における資源化量については、直接資源化量と住民による資源化量が年々減少傾向となっています。

◆図表 3-14 資源化量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
直接資源化	143	139	126	109	104
処理後再生利用量	132	249	241	237	231
住民による資源化量	78	58	33	30	27
合計	353	446	400	376	362

1-3 最終処分量

本町では、焼却残渣及び粗大ごみ処理施設からの不燃残渣（破碎残渣）を埋立処分しています。粗大ごみ処理施設からの不燃残渣については、平成 28 年 1 月からさが西部クリーンセンターの焼却施設で熔融スラグ化しているため、平成 28 年度以降は 0t となっています。

◆図表 3-15 最終処分量の推移

単位：t

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
焼却残渣	117	45	44	45	53
不燃残渣	26	0	0	0	0
合計	143	45	44	45	53

本町管内から排出されたごみのリサイクルは、資源物の分別収集や集団回収さらには中間処理施設での資源物回収により行っています。令和元年度の資源化量は232tでリサイクル率は12.0%です。最終処分物は、焼却残渣と破碎不燃物であり、令和元年度の最終処分量は53tで、最終処分率は2.8%となっています。

集团回収	27t								総資源化量	232t	12.0%
			直接資源化					処理後再生利用量			
			104t					101t			
			5.5%					5.3%			
						処理残渣量					
						154t					
						8.1%					
								処理後最終処分量			
								53t			
								2.8%			
						減量化量					
						1,647t					
						86.4%					
			直接最終処分量							最終処分量	
			0t							53t	
			0.0%							2.8%	
排出量	計画処理		中間処理費								
1,905t	1,905t		1,801t								
	100%		94.5%								

佐賀県内の自治体のリサイクル率(%)

自治体	リサイクル率(%)
鹿島市	29.3
吉野ヶ里町	28.4
神埼市	27.3
鳥栖市	24.8
武雄市	24.7
小城市	24.7
基山町	24.4
嬉野市	22.8
みやき町	22.3
上峰町	21.6
県平均	20.1
白石町	18.9
佐賀市	18.2
太良町	17.6
伊万里市	17.0
有田町	16.6
江北町	16.2
唐津市	15.0
多久市	14.2
大町町	11.7
玄海町	5.7

佐賀県内の自治体の最終処分率(%)

自治体	最終処分率(%)
鳥栖市	0
神埼市	0
吉野ヶ里町	0
基山町	0
上峰町	0
みやき町	0
小城市	1.6
鹿島市	2.2
武雄市	2.3
太良町	2.3
嬉野市	2.4
大町町	2.5
伊万里市	2.6
江北町	2.6
白石町	2.6
佐賀市	3.7
県平均	3.7
有田町	4.4
多久市	8.6
唐津市	10.5
玄海町	14.5

3-9

2 ごみ処理施設

本町から排出されるごみの処理・処分を行っている施設の概要は以下のとおりです。ごみ減量や資源の有効利用の実現のため佐賀県西部広域環境組合にて広域処理を行っています。

◆図表 3-18 (1) 施設の概要（平成 27 年 12 月まで）

施設名称	杵藤クリーンセンター（焼却施設）
所在地	武雄市朝日町大字中野 8043 番地 7
事業主体	杵藤地区広域市町村圏組合
建設年月日	着工：昭和 62 年 7 月 竣工：平成元年 2 月
敷地面積	71,445 m ²
処理能力	138 t / 日（46t/16h × 3 炉）
処理方式	流動床式
炉形式	准連続焼却式
一日の稼働時間	16 時間
処理対象	もえるごみ
供給方式	ピット&クレーン方式
焼却ガス冷却方式	水噴霧式
排ガス処理設備	バグフィルタ（活性炭、消石灰）
通風設備	平衡通風方式
灰出設備	セメント固化方式
余熱利用設備	有（場内の給湯、暖房）
排水処理	再循環型無法流方式
計量機	有（最大秤量 25 t）

施設名称	杵藤クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所在地	武雄市朝日町大字中野 8043 番地 7
事業主体	杵藤地区広域市町村圏組合
建設年月日	着工：昭和 63 年 6 月 竣工：平成元年 2 月
処理能力	44 t / 日、併用施設
一日の稼働時間	5 時間
処理対象	もえないごみ、粗大ごみ
銑鉄種類	3 種類（可燃物、鉄分、埋立物）
破碎機	縦型、190kw
せん断機	有
選別設備	トロンメル、風力選別機、磁力選別機
集じん設備	バグフィルタ

◆図表 3-18 (2) 施設の概要

施 設 名 称	杵藤クリーンセンター（最終処分場）
所 在 地	武雄市朝日町大字中野 8043 番地 7
事 業 主 体	杵藤地区広域市町村圏組合
埋立場所・方法	山間、セル及びサンドイッチ方式
埋立対象物	選別残渣、焼却残渣、固化灰
埋立開始年月	平成元年 4 月
敷地面積	49,040 m ²
埋立面積	23,300 m ²
埋立容量	188,000 m ³
残余容量	17,250 m ³ （平成 26 年度末）
しゃ水工の有無	有（ゴムシート）
浸出水処理能力	150 m ³ /日
浸出水処理方式	生物処理（回転円板）＋凝集沈殿＋高度処理＋消毒

◆図表 3-19 施設の概要（平成 28 年 1 月より）

施 設 名 称	さが西部クリーンセンター（可燃ごみ処理施設）
所 在 地	伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
事 業 主 体	佐賀県西部広域環境組合
建 設 年 月 日	着工：平成 24 年 9 月 竣工：平成 27 年 12 月
処 理 能 力	約 205t/日 102.5t/24h×2 炉（2 系統）
処 理 方 式	シャフト式ガス化熔融方式
炉 形 式	全連続運転式
一日の稼働時間	24 時間
処 理 対 象	もえるごみ
熱 回 収	発電 約 3,800kW

施 設 名 称	さが西部クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	伊万里市松浦町山形 5092 番地 4
事 業 主 体	佐賀県西部広域環境組合
建 設 年 月 日	着工：平成 24 年 9 月 竣工：平成 27 年 12 月
処 理 能 力	22 t/日、併用施設
一日の稼働時間	5 時間
処 理 対 象	もえないごみ、粗大ごみ
処 理 方 式	破碎、選別

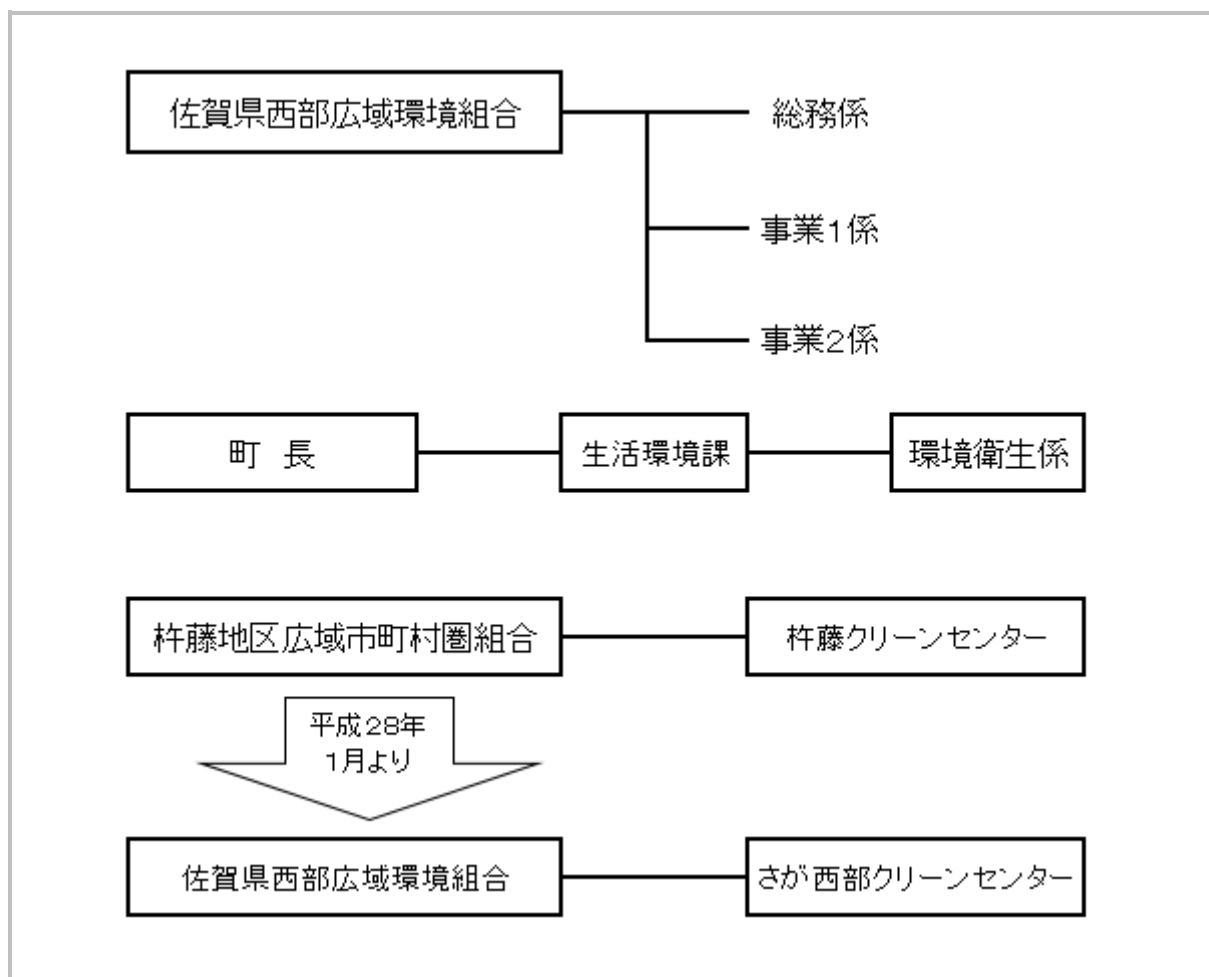
施 設 名 称	クリーンパーク有田（最終処分場）
所 在 地	有田町戸杓乙 3381 番地 1
事 業 主 体	有田町
埋 立 場 所	山間
埋 立 対 象 物	焼却残渣、不燃物
埋 立 開 始 年 月	平成 18 年 4 月
埋 立 面 積	6,000 m ²
埋 立 容 量	25,000 m ³
残 余 容 量	19,345.1 m ³ （平成 27 年度実施計画より）
浸出水処理能力	30 m ³ /日
浸出水処理方式	前処理＋カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着

第5節 ごみ処理体制

1 清掃行政の組織

本町のごみ処理は、杵藤地区広域市町村圏組合が運営する「杵藤クリーンセンター」で広域の清掃事業として行っています。平成28年1月からは佐賀県西部広域環境組合「さが西部クリーンセンター」においてごみ処理を行っています。

◆図表 3-20 清掃行政の執行体制

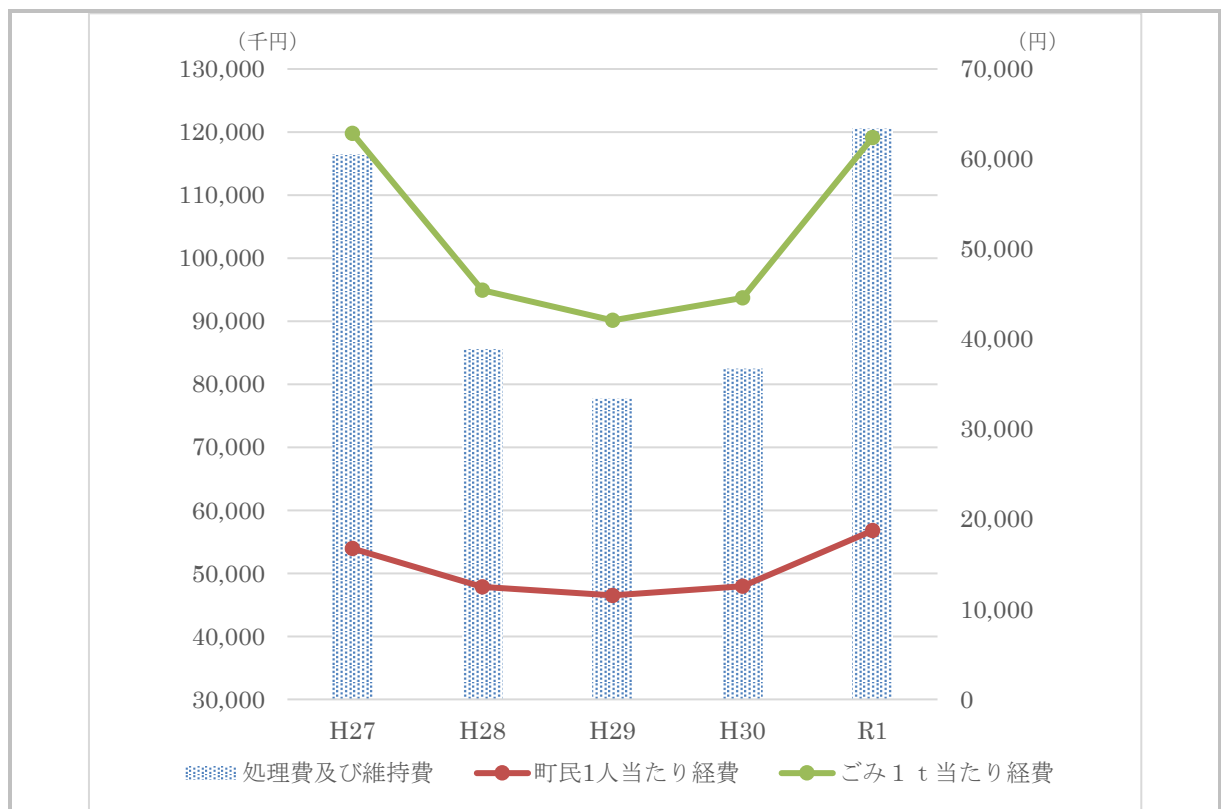


2 ごみ処理の経費

本町のごみ処理に係る経費は年間1億円前後で推移しており、令和元年度の処理及び維持管理費は、町民1人当たりで約1.8万円、ごみ1t当たりで約6.2万円となっています。

◆図表 3-21 ごみ処理の経費

区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口（10月1日）	人	6,947	6,844	6,726	6,561	6,433
ごみ量（集団回収含）	t	1,852	1,883	1,846	1,849	1,932
処理及び維持管理費	千円	116,420	85,577	77,690	82,464	120,545
町民1人当たり経費	円	16,758	12,504	11,551	12,569	18,739
ごみ1t当たり経費	円	62,862	45,447	42,086	44,599	62,394



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

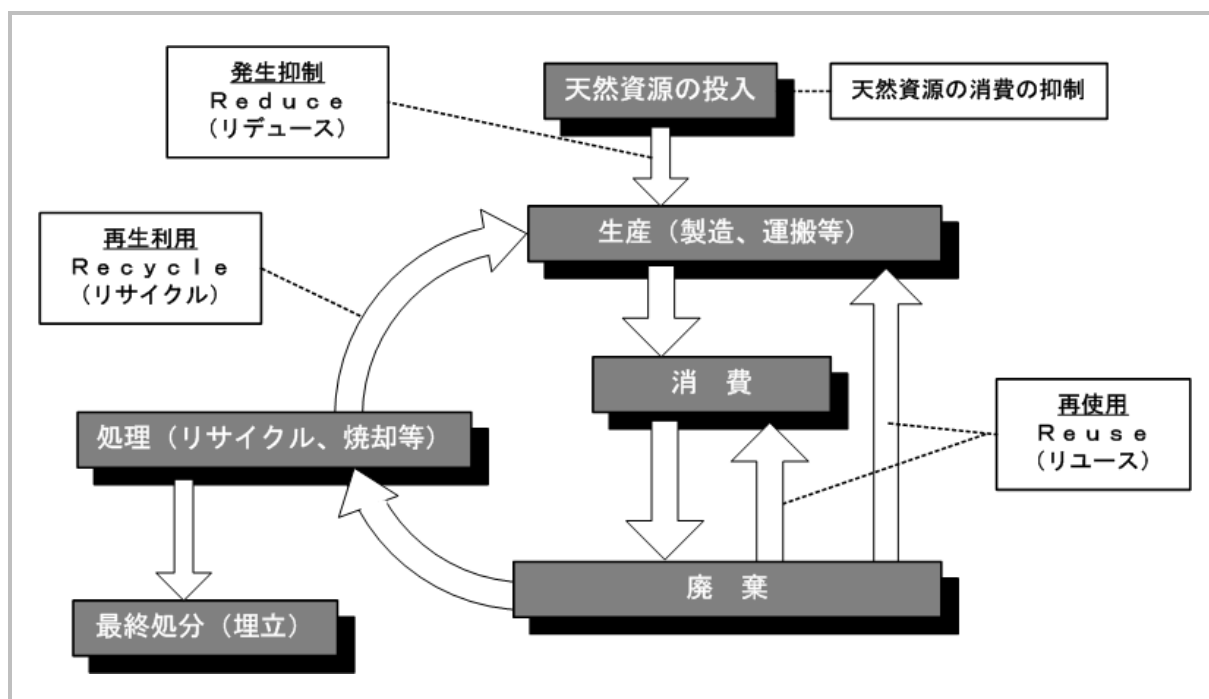
第4章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理の目標

1 基本方針

本町では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位(図表 4-1)を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3 R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進していきます。

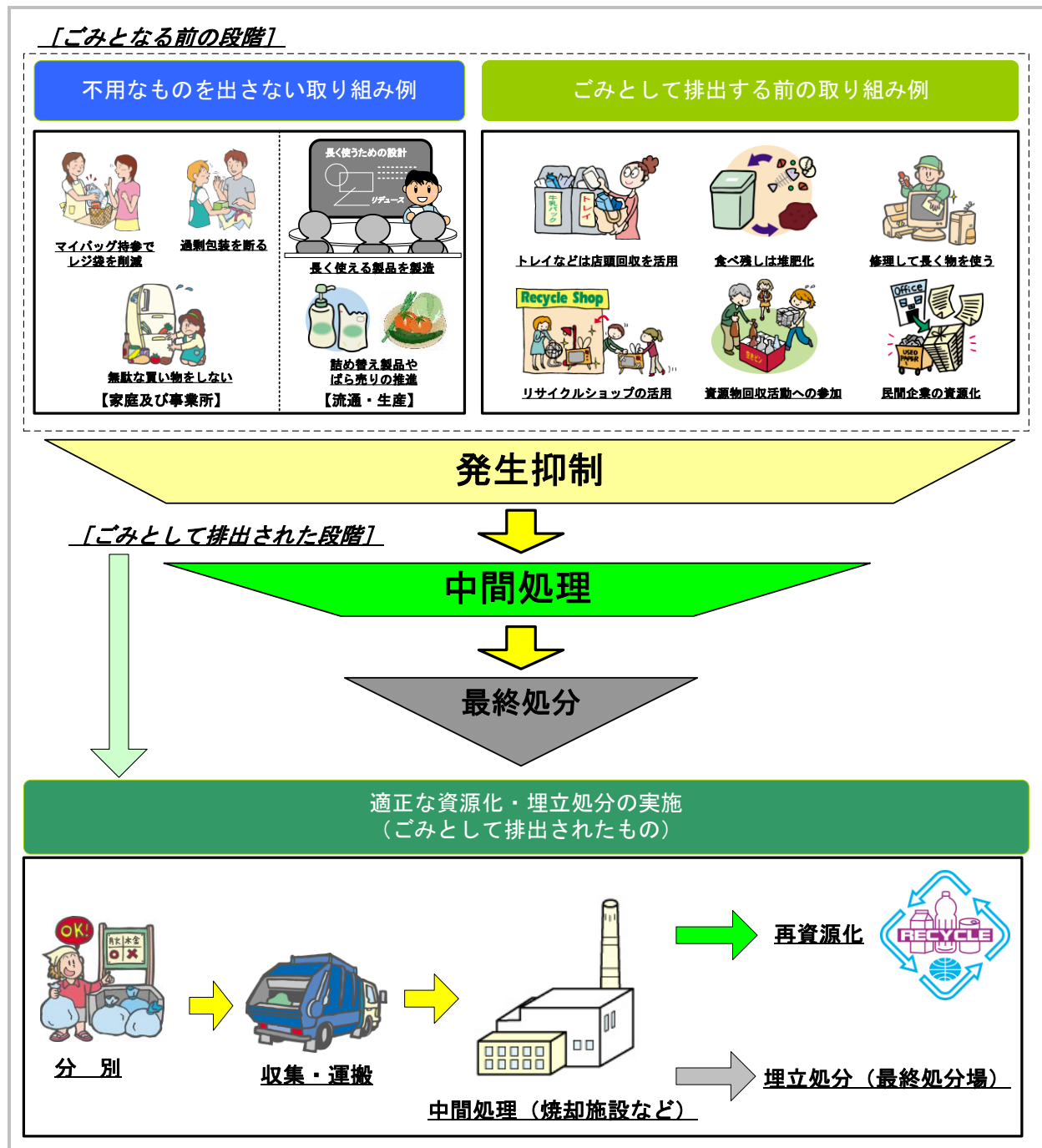
◆図表 4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画における「発生抑制」のイメージは、図表 4-2 のとおりです。

本町での「発生抑制」は、ごみとなる可能性のある不要なものをなるべく出さないことや、不要になってしまったものをリユースまたはリサイクルすることで、ごみを出さないようにすることと位置付けています。

◆図表 4-2 発生抑制のイメージ



本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会の形成を目指し、3 R（Reduce、Reuse、Recycle）運動を推進するとともに、処理・処分に関しては、国及び県が策定した上位計画に基づき、安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を行っていきます。

基本方針1：町民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3 R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）により、町民・事業者・行政の3者が連携して3 R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の形成を目指します。

基本方針2：適正処理の推進

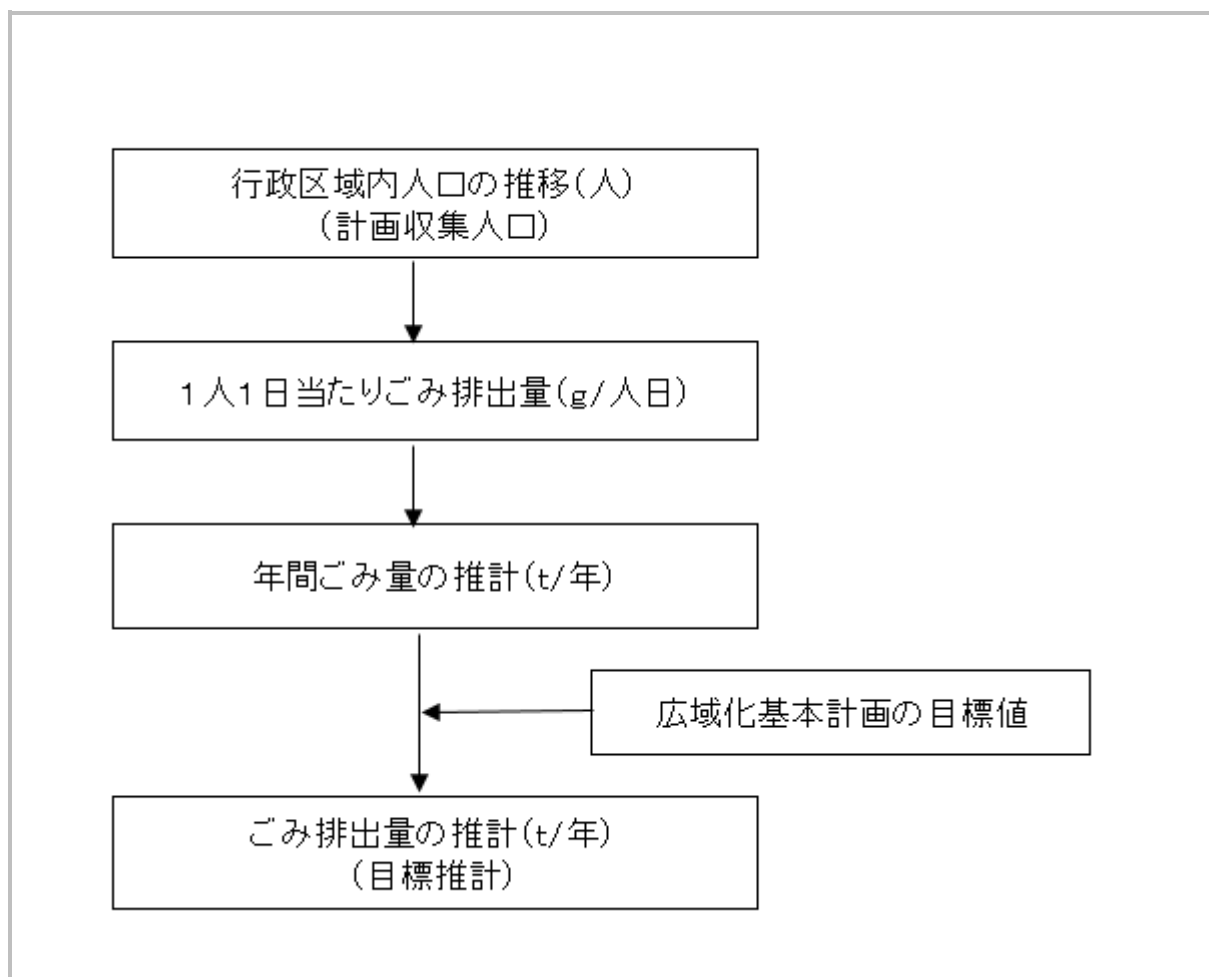
安全かつ適正なごみの収集運搬・処理・処分を推進していきます。
佐賀県西部広域環境組合の「さが西部クリーンセンター」にて適正に処理・処分します。

2 ごみ排出量及び処理量の見込み

2-1 将来推計の方法

本計画における将来人口とごみ量の将来の推計方法は、過去5年間(平成27～令和元年度)の実績値を基本として、推計を行いました。

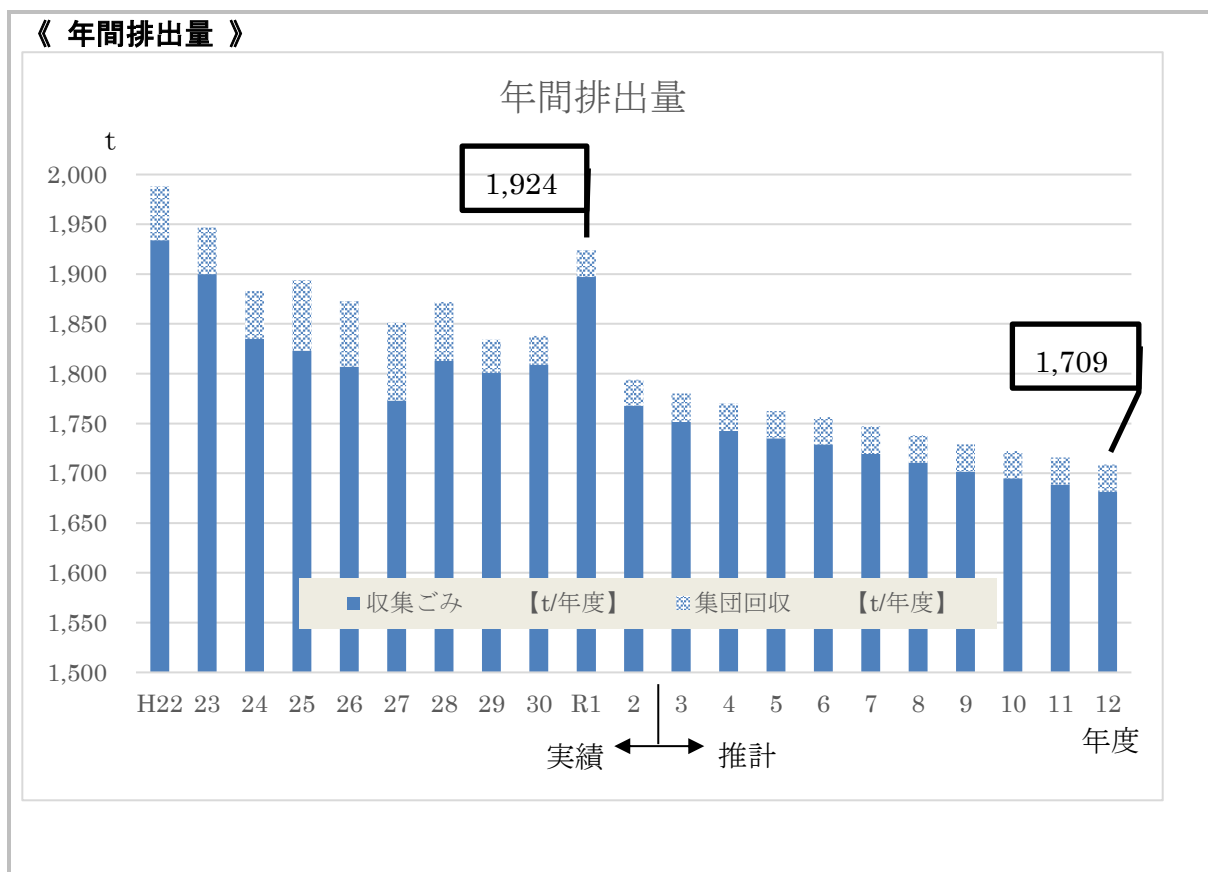
◆図表4-3 将来推計の方法



2-2 人口及びごみ排出量の推計結果

令和元年度は水害の影響で年間排出量が大幅に増加していますが、令和2年度以降は人口の減少に比例して減少傾向になっています。

◆図表 4-4 ごみ排出量の推計結果



3 数値目標

3-1 上位計画による減量目標値

本町では、平成 28 年 1 月から佐賀県西部広域環境組合にて、4 市 5 町よる広域処理を行っています。佐賀県西部広域環境組合では、平成 26 年 3 月に「ごみ処理広域化基本計画」（以下「広域化計画」）を策定し、排出削減の目標を定めています。本計画では、広域化計画を考慮して、目標設定を行います。

◆図表 4-5 広域化計画の目標値

	H30 実績		R12 目標年度	
	組合合計	本町分	組合合計	本町分
ごみ排出量	45,747t/年	1,635t/年	35,050t/年	1,244t/年

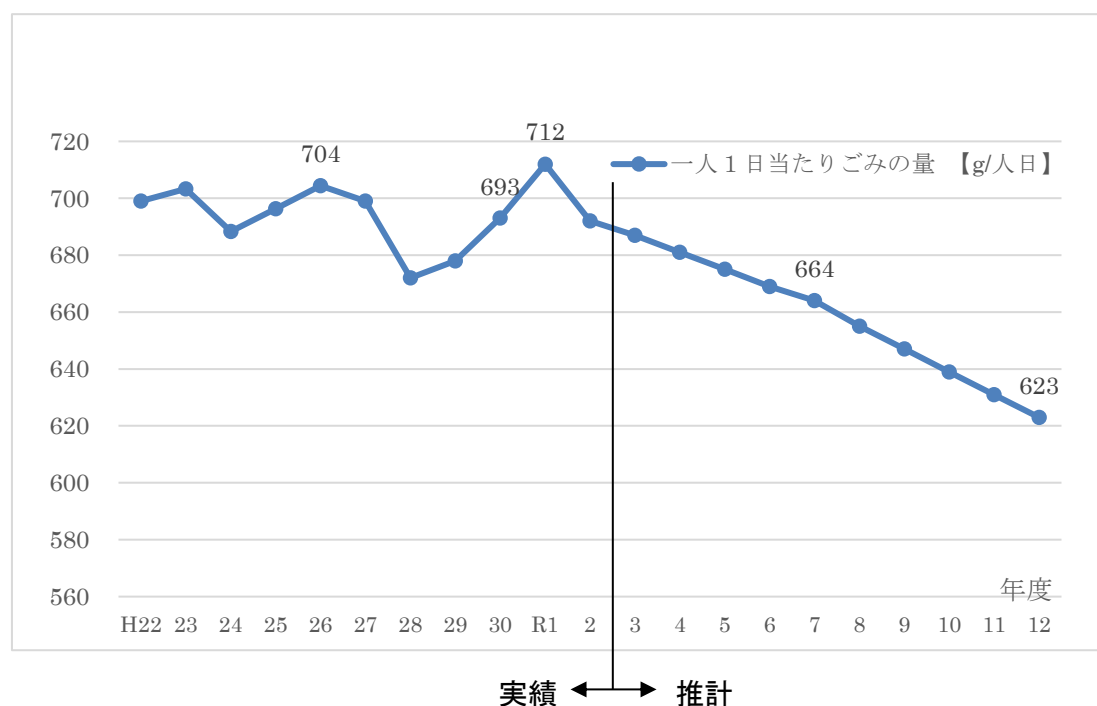
資料：佐賀県西部広域環境組合「ごみ処理広域化基本計画」

3-2 ごみ排出量見込み

前述したごみの減量目標を達成した場合、目標年度である令和 12 年度において、1 人 1 日当たりごみ排出量が 623g、年間排出量は 1,244t と見込まれます。

◆図表 4-6 目標値を達成した場合の将来のごみ排出量（目標推計）

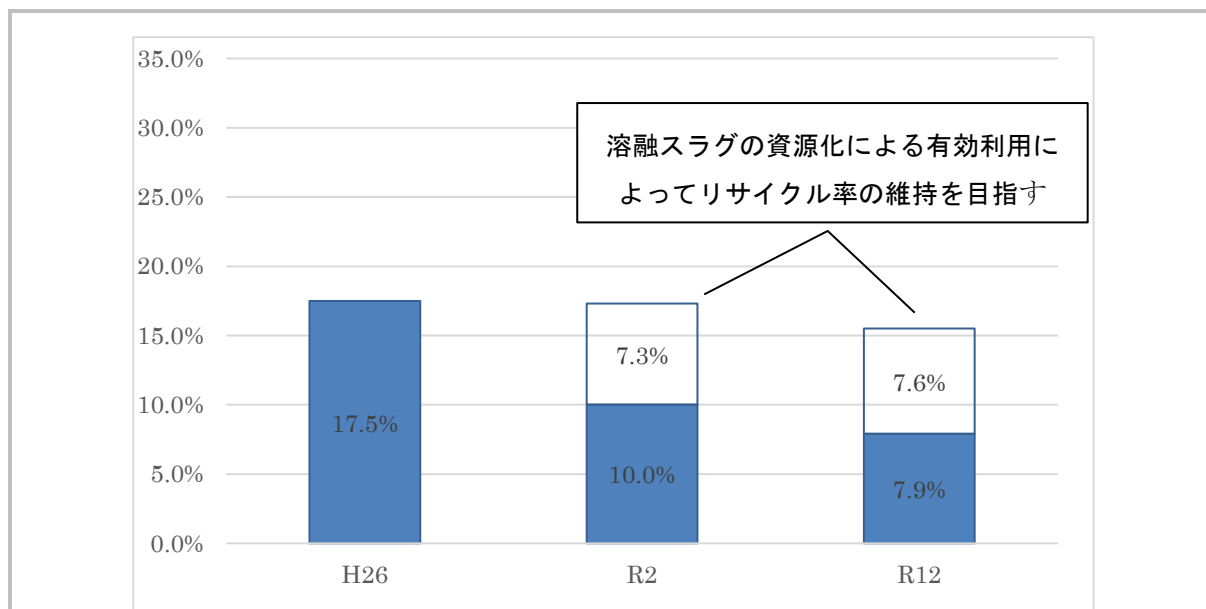
《 1 人 1 日当たりごみ排出量 》



3-3 リサイクル目標

容器包装プラスチックの分別廃止や集団回収量の減少により、リサイクル率は年々減少傾向にありますが、分別の徹底による資源化の促進と焼却残渣の溶融スラグ化による有効利用によってリサイクル率の維持を目指します。本計画におけるリサイクル目標は、令和 12 年度に 15.5%とします。

◆図表 4-7 リサイクル目標値



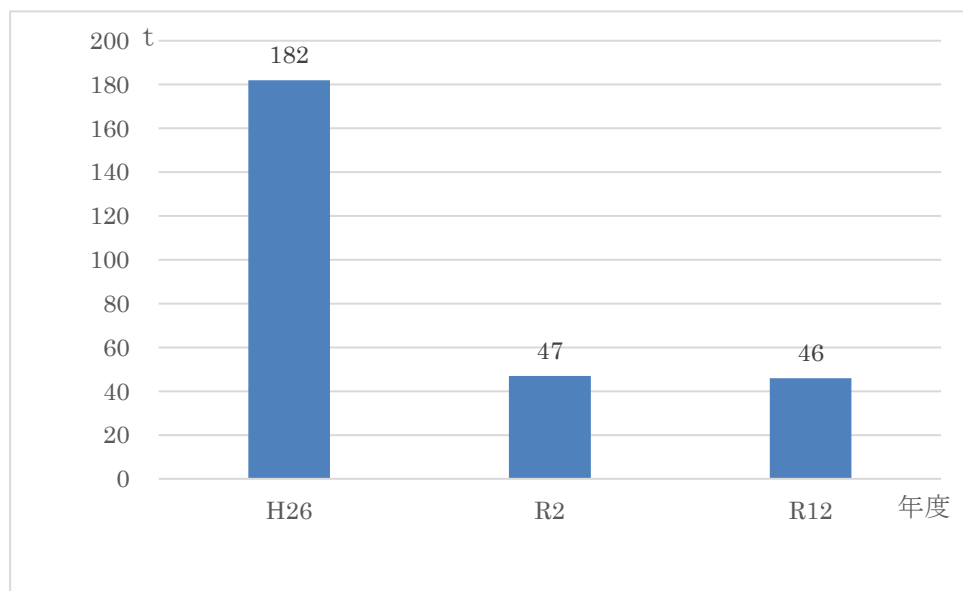
3-6 最終処分目標

最終処分量の削減は、広域処理体制により行うものとします。

具体的には、広域処理体制による減量等の充実を図るものとし、これまで埋立処分していた焼却残渣は、溶融スラグによる有効利用を行い、最終処分量を削減します。

本計画における最終処分目標は、令和 12 年度に 46t とします。

◆図表 4-8 最終処分目標値



第2節 ごみの排出抑制計画

本町では、ごみの排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、町民・事業者に対して以下のような取り組みを実施し、浸透を図っていきます。

1 町民の意識向上

施策1 町民による資源回収の促進等	区分
資源として再生利用できるものは、地域で行う集団回収や店頭回収、民間回収ルート積極的に利用し、本町で分別収集しているものについては資源ごみとして出すように努めます。	継続
施策2 生ごみの堆肥化	区分
町の清掃事業の負荷を大幅に軽減する観点から、家庭から排出されるごみのうち、重量ベースで一番大きな割合を占める生ごみについて、生ごみ処理機等により各戸で堆肥化して利用します。	継続
施策3 過剰包装の自粛（マイバック持参運動）	区分
買物袋等のごみを減らす観点から、買物の際には、買物かご、買物袋等を持参するよう努めます。また、贈物等の際も簡易包装のものを選ぶよう配慮します。	継続
施策4 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	区分
トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て製品の使用を抑制します。	継続
施策5 環境に配慮したライフスタイルの確立	区分
ごみの発生抑制のため、大量消費、大量廃棄の生活から、3Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。また、不用品を交換したり、再使用したりするなど、生活様式の改善を心がけます。	継続

2 事業者の意識向上

施策 1 過剰包装の抑制	区分
プラスチックトレイの使用を必要最小限にし、包装材料の減量化に一層の努力を行います。また、消費者によるマイバック持参運動に積極的に協力します。	継続
施策 2 店頭回収の推進	区分
スーパー等において行っている段ボール、食品トレイ、牛乳パック等の回収を一層進めるため、回収を行ってくれる販売店等に対し協力を要請します。	継続
施策 3 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者の自主回収・資源化の推進	区分
近年、ごみとして排出される容器が増大していることから、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図ります。また、資源として再生可能なものについては、製造・流通事業者が自主的に販売店回収の普及拡大に努め、町民が効果的に活用できるようにします。	継続
施策 4 再生品の使用促進等	区分
事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄にしないよう努めます。	継続
施策 5 ごみの減量化に対する意識の向上	区分
事業者が排出するごみの適正処理やごみの減量化への取り組みを推進するために、ごみの減量化計画等を策定し、ごみの減量化目標を設定することで、ごみ減量化に対する意識の向上を図ります。	継続
施策 6 環境に配慮した事業活動	区分
事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。	継続
施策 7 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	区分
環境保全推進員会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の強調による地域レベルでのワンウェイ容器、過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及、啓発に努めます。 プラスチックトレイの使用を必要最小限にし、包装材料の減量化に一層の努力を行うこと。また、消費者によるマイバック持参運動に積極的に協力します。	継続

3 システムづくり

施策 1 教育、啓発活動の充実	区分
町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。 さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組みます。	継続
施策 2 ごみ処理有料化の継続	区分
本町で行われているごみ処理の有料化を継続するとともに、将来の分別区分や処理体系等の変化に応じて料金体系を見直します。	継続
施策 3 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等	区分
事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材及び廃材の再生品等の使用に努めます。	継続
施策 4 助成金制度等の施策の継続	区分
本町で行っている生ごみ処理器（機）等購入への助成金制度を継続するとともに、制度を有効に利用してもらうために町民へ情報を提供し認知を高めます。	継続
施策 6 溶融スラグの有効利用	区分
本町のもえるごみは、さが西部クリーンセンターにて溶融処理を行います。その処理により生成される溶融スラグは有効利用されます。佐賀県西部広域環境組合が行う有効利用について協力します。	新規
施策 7 不用品のリサイクル推進	区分
不用品のリサイクルを活発化させるため、町民間でのフリーマーケット等を活用したごみの減量を推進します。 家にある不用品をリサイクルすることでごみの減量化に付与することができます。	継続

第3節 分別収集計画

1 分別区分

分別収集による資源物の回収量の向上に努め、効率的かつ経済的な分別収集体制の構築を目指していきます。

本町では、資源ごみとして分別収集を行う品目は容器包装廃棄物のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類、ペットボトルと古紙、古布、乾電池、蛍光灯です。

計画目標年度におけるごみの分別区分を示します。

◆図表 4-9 分別区分

分別種類			具体的な品目
もえるごみ			生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品など
もえないごみ			金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など
	紙類	段ボール	段ボール
		紙箱	紙製の容器包装
		新聞	新聞・チラシ
		書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
		紙パック	紙パック
	古布		衣類
	カン		飲料用、食品類（油もの以外）のカン
	ビン		飲料用、食品類（油もの以外）のビン
	ペットボトル		ペットマークがついているもの
	蛍光管		蛍光管
	乾電池		乾電池
	粗大ごみ		

2 分別収集量

目標年度における資源ごみの排出量の推計結果は以下のとおりです。令和12年度の目標年度において、141t/年の分別収集量が見込まれます。

◆図表 4-10 資源ごみの分別収集量

分別種類	R2 中間目標年度	R12 目標年度
ビン	30 t/年	23 t/年
紙類	101 t/年	67 t/年
ペットボトル	11 t/年	10 t/年
プラスチック類	34 t/年	28 t/年
古布	10 t/年	6 t/年
カン	6 t/年	6 t/年
蛍光管・乾電池	1 t/年	1 t/年
合計	193 t/年	141 t/年

3 分別収集及び再生利用の推進のための施策

本町における分別収集及び再生利用の推進については、資源ごみ分別区分を徹底するよう啓発活動を強化することにより、資源物の回収量を増加させていきます。

施策 分別収集の推進	区分
町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。	継続

第4節 ごみ処理計画

1 ごみ処理方法及びごみ処理主体

本町から排出されたごみの処理主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみ種類ごとに明確化します。

1-1 排出段階

排出段階における再利用やごみ減量は、排出者である町民や事業者が自ら行うものとします。なお、ごみの再生利用やごみ減量を実施するための周知・啓発等は本町が行うものとします。

1-2 収集運搬段階

家庭から排出されるごみの収集運搬は、本町が行うものとします。なお、佐賀県西部広域環境組合へ持ち込むごみは個人又は事業者自らが運搬するものとします。

1-3 処理処分段階

ごみの処理処分について、もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみは佐賀県西部広域環境組合が処理し、資源ごみは本町の責任にて処理を行います。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理処分を行うものとします。

◆図表 4-11 ごみ処理主体

区分		排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系 ごみ	もえるごみ	町民	本町	組合 (本町)	組合 (本町)
	もえないごみ				
	粗大ごみ				
	資源ごみ			事業者 (委託業者)	
事業系ごみ		事業者	事業者 (許可業者)	組合 (本町)	組合 (本町)

注) 組合：佐賀県西部広域環境組合

2 収集運搬計画

本町における収集運搬計画の方向性は、以下に示すとおりです。

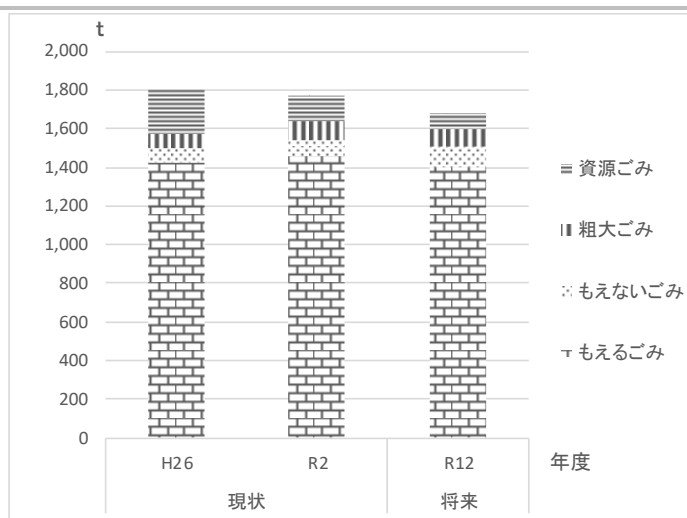
- ◆ 分別収集区分の変更
- ◆ 事業系ごみの適正な監督
- ◆ 高齢者等のための収集支援

2-1 収集運搬量

委託によるごみの収集運搬量は、ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和12年度において1,682tとなる見込みです。

◆図表 4-12 収集運搬量

区 分(t)	現状		将来
	H26	R2	R12
もえるごみ	1,429	1,456	1,404
もえないごみ	71	87	101
粗大ごみ	71	94	91
資源ごみ	236	131	86
合 計	1,807	1,768	1,682



2-2 収集運搬体制の変更

本町の収集区域及び収集運搬体制については、佐賀県西部広域環境組合での広域化処理に合わせ、収集運搬体制を変更しています。また、容器包装プラスチックの分別収集廃止に伴い、令和元年度にも収集運搬体制の一部を変更しています。

2-3 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の搬入車両の検査等を実施していきます。また、こうした取り組みが進展するように監督・指導していきます。

2-4 高齢者等のための収集支援

介護が必要な町民や障がいのある町民にとってはごみの排出は困難であるため、ごみ出しへの支援体制の構築が必要です。現在、町指定場所までのごみ出しや粗大ごみの指定場所までの移動を社会福祉協議会において支援を実施しております（有料）。

◆図表 4-13 収集ごみの分類(平成 31 年 4 月より)

分別種類			具体的な品目
もえるごみ			生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品 など
もえないごみ			金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など
	紙類	段ボール	段ボール
		紙箱	紙製の容器包装
		新聞	新聞・チラシ
		書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
		紙パック	紙パック
	古布		衣類
	カン		飲料用、食品類（油もの以外）のカン
	ビン		飲料用、食品類（油もの以外）のビン
	ペットボトル		ペットマークがついているもの
	蛍光管		蛍光管
	乾電池		乾電池
粗大ごみ			ごみ袋に入りきれないもの

◆図表 4-14 収集体制(平成 31 年 4 月より)

分別種類			収集頻度/収集形態	料金
もえるごみ			週 2 回	(特大) : 40 円/枚 (大) : 35 円/枚 (小) : 20 円/枚
もえないごみ			月 2 回	35 円/枚
	紙類	段ボール	月 1 回または 持込／随時	※常設資源物ステーション －
		紙箱		
		新聞		
		書籍・雑誌・雑がみ類		
		紙パック		
	古布		持込／随時	※常設資源物ステーション
	カン		月 1 回	26 円/枚
	ビン		月 1 回	(大) : 26 円/枚 (小) : 16 円/枚
	ペットボトル		月 1 回	26 円/枚
	蛍光管		持込／随時	－
	乾電池		持込／随時	－
粗大ごみ			月 2 回 (持込)	シール : 100 円/枚
			随時 (個別収集)	シール : 300 円/枚

3 中間処理計画

本町における中間処理計画の方向性は、以下に示すとおりです。

- ◆ 広域化施設での適正処理の実施
- ◆ 民間業者における資源化の継続

3-1 中間処理量

家庭系ごみ（収集＋直接搬入）及び事業系ごみの中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みです。

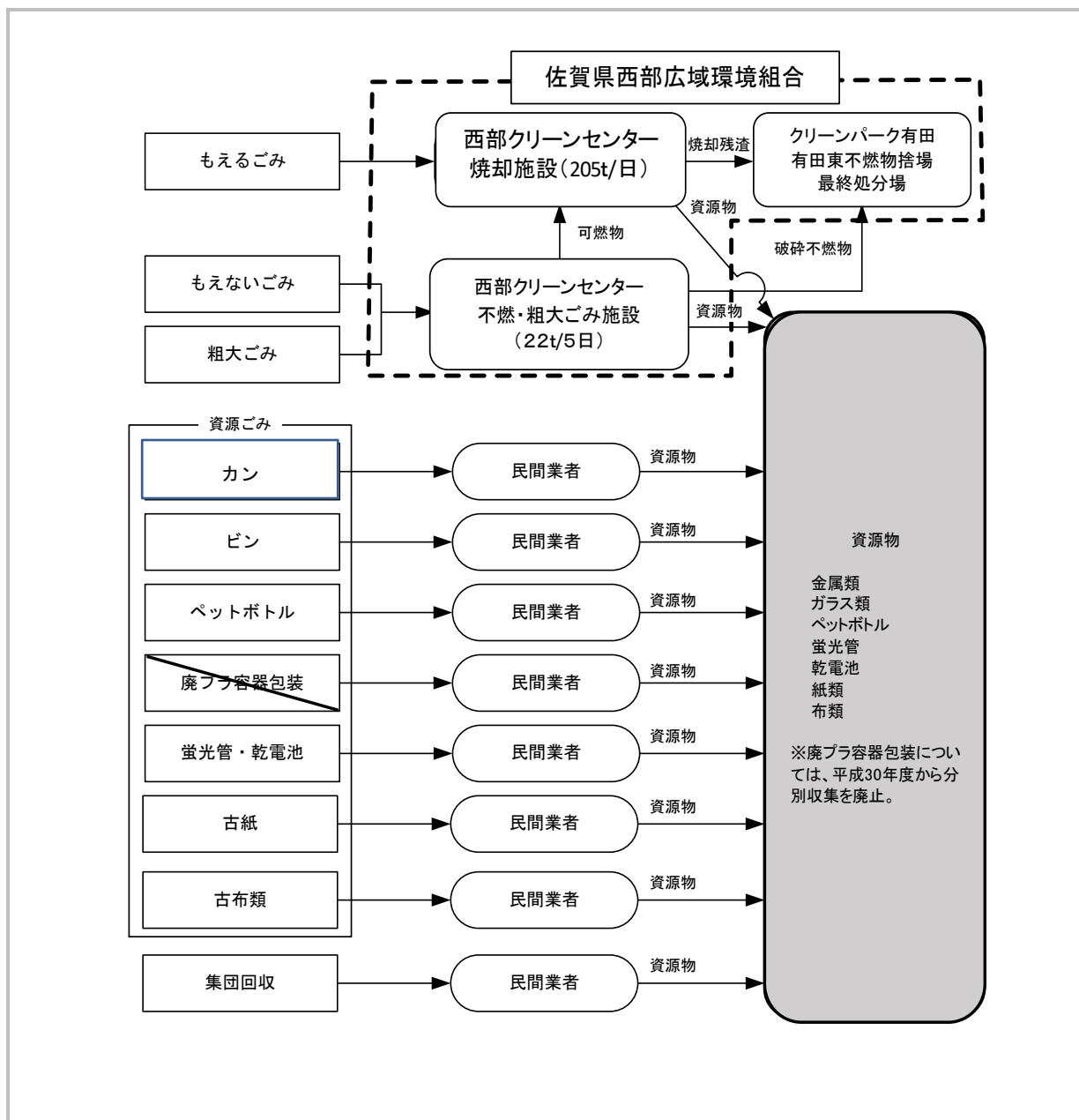
3-2 広域化施設での適正処理の実施

本町の分別区分である、もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみは、佐賀県西部広域環境組合が管理するさが西部クリーンセンターで中間処理を行っています。

3-3 民間業者における資源化の継続

資源ごみは、これまでと同様に民間業者において、中間処理を継続する方針とします。

◆図表 4-15 ごみ処理の流れ



4 最終処分計画

本町における最終処分計画の方向性は、以下に示すとおりです。

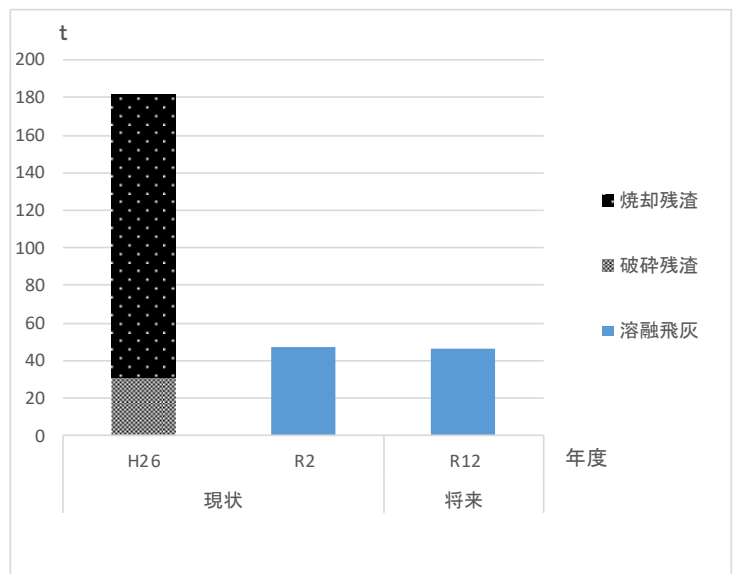
◆ 焼却残渣の資源化

4-1 最終処分量

最終処分量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、令和 12 年度において 46t/年となる見込みです。

◆図表 4-16 最終処分量

区 分(t)	現状		将来
	H26	R2	R12
溶融飛灰	0	47	46
破碎残渣	31	0	0
焼却残渣	151	0	0
合 計	182	47	46



4-2 焼却残渣の資源化

佐賀県西部広域環境組合さが西部クリーンセンターでは、溶融処理した焼却残渣は溶融スラグ・メタルとして資源化しています。

第5節 その他の計画

1 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量化のため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進を行います。また、適正処理困難物等の処理施設整備について佐賀県・国等の関係各機関への要請を行っていきます。

2 廃棄物再生事業者の協力

本町から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠です。そのために、佐賀県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行います。

検討資料

ごみ排出量等の推計

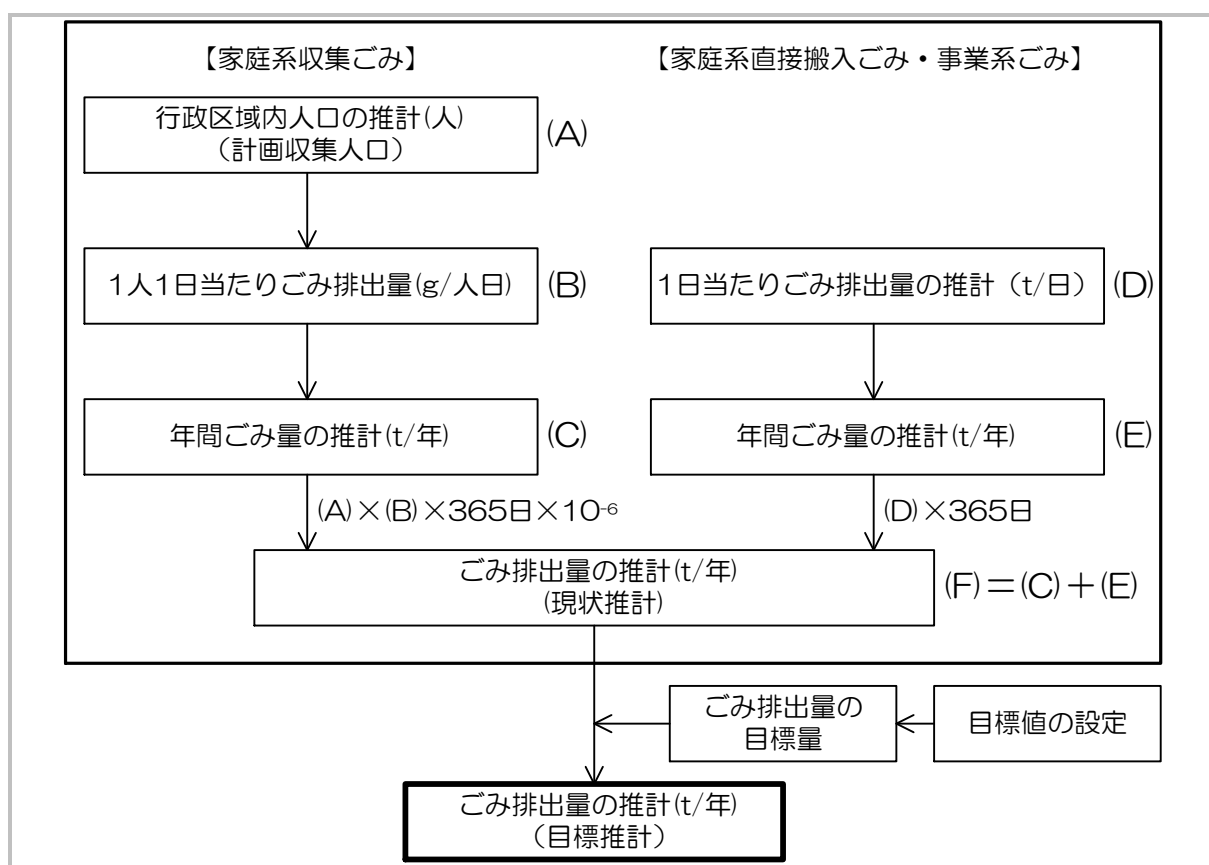
第1節 推計方法の概要

人口及びごみ排出量の将来推計方法は、図表1に示すとおりとなります。

行政区域内人口の将来推計は、大町町人口ビジョン及び佐賀県西部広域環境組合の広域化計画の数値を採用しました。

行政区域内人口から自家処理人口を差し引いた値を計画収集人口としており、本町では自家処理人口は0人であるため、行政区域内人口と計画収集人口は同値となります。

◆図表1 ごみ排出量の将来推計方法のフロー



注) 各推計は基本的に過去の実績値に基づいたトレンド法に基づいて試算

家庭系の収集ごみ排出量の将来推計は、ごみ種類別の1人1日当たりごみ排出量(原単位)の将来推計値に行政区域内人口の将来推計値を乗じることにより求めました。

また、家庭系の直接搬入ごみ及び事業系ごみの将来推計は、ごみ種類別の1日平均排出量(原単位)の将来推計値としました。

なお、将来推計値は、過去の実績値の推移を勘案して、適宜、適切な予測式(図表2)を選択して求めました。

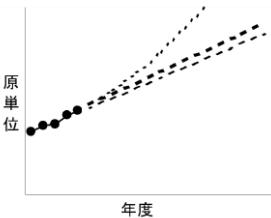
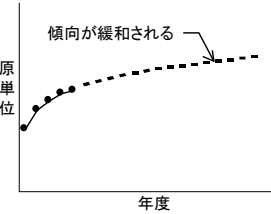
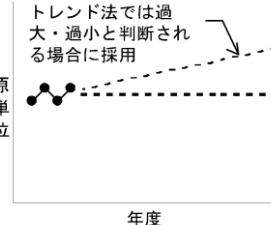
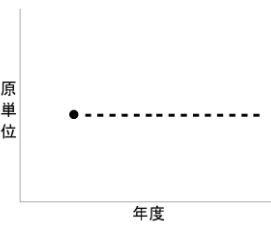
家庭系収集ごみ

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当たりごみ排出量 (g/人日)} \\ &= \text{年間排出量 (t/年)} \div \text{計画収集人口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 10^6 \end{aligned}$$

家庭系直接搬入ごみ及び事業系ごみ

$$\begin{aligned} \text{原単位} &= 1 \text{日} \text{平均排出量 (t/日)} \\ &= \text{年間排出量 (t/年)} \div 365 (\text{日}) \end{aligned}$$

◆図表2 推計方法

推計方法	考え方
最小二乗法 等差級数法 等比級数法	○ 増加や減少が安定した傾向を示し、推計対象物の性格や他事例から今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 
対数回帰法	○ 増加や減少傾向が徐々に緩和される傾向を示し、今後もこの傾向が続くと考えられる場合に採用。 
平均	○ 長期的には増減を繰り返しながらも横ばい傾向を示すが、トレンド法では過大過小となるなど、推計が困難と判断される場合に採用。 
指定年	○ 過去の実績値がない、あるいは分別区分の変更等により、将来推計を行ううえで参考とならない場合に採用。 

第2節 目標値の設定

本町の燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみについては、佐賀県西部広域環境組合にて広域処理しています。広域処理を行うため、平成26年3月に「ごみ処理広域化基本計画」（以下「広域化計画」）を策定し、排出削減の目標を定めていることにより、本計画では、広域化計画を考慮して、目標設定を行います。

◆図表3 広域化計画の目標（令和12年度）

項目	目標値
総排出量 （家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収）	1,402t/年
家庭系ごみ	1,244t/年
事業系ごみ	142t/年
集団回収	16t/年

1人1日あたりごみ排出量については、家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収について、令和12年度までに広域化計画の目標値を達成することとしました。

◆図表4 1人1日あたりごみ排出量の目標値（令和12年度）

ごみ種類	1人1日当たりごみ排出量
総排出量 （家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収）	702g/人日
家庭系ごみ	623g/人日
事業系ごみ	71g/人日
集団回収	8g/人日

第3節 ごみ処理内訳

本計画における処理内訳は、図表5に示すとおりとします。

◆図表5 ごみ処理内訳

	処理内訳	割合	備考
もえるごみ	焼却処理	100.0%	実績値
もえないごみ＋粗大ごみ	中間処理	100.0%	実績値
破砕残渣	焼却処理	88.3%	もえないごみ＋粗大ごみ －金属類
金属類	資源化	11.7%	佐賀県西部広域環境組合 資料を参考
容器包装プラスチック	資源化（民間資源化業者）	100.0%	実績値
紙類	直接資源化	100.0%	実績値
古布類	直接資源化	100.0%	実績値
金属類	資源化（民間資源化業者）	100.0%	実績値
ガラス類	資源化（民間資源化業者）	100.0%	実績値
ペットボトル	資源化（民間資源化業者）	100.0%	実績値
焼却残渣	－		
熔融スラグ	資源化	8.2%	焼却処理の合計値×割合 佐賀県西部広域環境組合 資料を参考
熔融飛灰	埋立	2.9%	

第4節 推計結果

推計結果について、図表6～7に示すとおりです。

◆図表 6 ごみ排出量の実績及び将来推計結果

現状推計			← 実績 推計 →																					
年度			22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
人 口	行政区域内人口	4月1日【人】	7,608	7,430	7,328	7,169	7,077	6,990	6,875	6,764	6,634	6,464	6,373	6,301	6,204	6,112	6,020	5,928	5,836	5,745	5,654	5,563	5,472	
	計画処理区域内人口	【人】	7,608	7,430	7,328	7,169	7,077	6,990	6,875	6,764	6,634	6,464	6,373	6,301	6,204	6,112	6,020	5,928	5,836	5,745	5,654	5,563	5,472	
収集 ごみ	燃えるごみ	年間ごみ量 【t/年度】	1,487	1,497	1,446	1,429	1,429	1,388	1,466	1,467	1,470	1,580	1,456	1,453	1,448	1,441	1,436	1,431	1,425	1,420	1,414	1,409	1,404	
		1日ごみ量 【t/日】	4.07	4.10	3.96	3.92	3.92	3.80	4.02	4.02	4.03	4.33	3.99	3.98	3.97	3.95	3.93	3.92	3.90	3.89	3.87	3.86	3.85	
		原単位 【g/人日】	535.5	552.0	540.6	546.1	553.2	544.0	584.2	594.2	607.1	669.7	625.9	631.6	639.4	645.8	653.4	661.2	669.0	677.0	685.3	693.9	702.8	
	燃えないごみ	年間ごみ量 【t/年度】	75	74	68	75	71	76	70	67	65	83	87	88	89	91	92	93	95	96	98	99	101	
		1日ごみ量 【t/日】	0.21	0.20	0.19	0.21	0.19	0.21	0.19	0.18	0.18	0.23	0.24	0.24	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.28	
		原単位 【g/人日】	27.0	27.3	25.4	28.7	27.5	29.8	27.9	27.1	26.8	35.2	37.4	38.2	39.1	40.6	41.8	43.1	44.5	45.9	47.3	48.9	50.5	
	粗大ごみ	年間ごみ量 【t/年度】	79	63	77	71	71	82	71	76	103	97	94	87	88	91	93	92	91	90	91	91	91	
		1日ごみ量 【t/日】	0.22	0.17	0.21	0.19	0.19	0.22	0.19	0.21	0.28	0.27	0.26	0.24	0.24	0.25	0.26	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	
		原単位 【g/人日】	28.4	23.2	28.8	27.1	27.5	32.1	28.3	30.8	42.5	41.1	40.4	37.9	38.9	40.7	42.5	42.4	42.7	43.1	44.0	45.0	45.8	
	資源ごみ	年間ごみ量 【t/年度】	293	266	244	248	236	227	206	191	171	137	131	124	118	113	108	104	100	96	92	89	86	
		1日ごみ量 【t/日】	0.80	0.73	0.67	0.68	0.65	0.62	0.56	0.52	0.47	0.38	0.36	0.34	0.32	0.31	0.30	0.28	0.27	0.26	0.25	0.24	0.24	
		原単位 【g/人日】	105.5	98.1	91.2	94.8	91.4	89.0	82.1	77.4	70.6	58.1	56.3	53.8	52.1	50.7	49.3	48.0	46.9	45.7	44.7	43.8	43.0	
	ビン	年間ごみ量 【t/年度】	41	40	39	37	34	35	32	33	32	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25	25	24	
		1日ごみ量 【t/日】	0.11	0.11	0.11	0.10	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
		原単位 【g/人日】	14.8	14.7	14.6	14.1	13.2	13.7	12.8	13.4	13.2	11.9	11.6	11.6	11.7	11.7	11.8	11.9	11.9	12.0	12.1	12.1	12.2	
	古紙	年間ごみ量 【t/年度】	178	149	130	137	131	123	108	94	82	78	71	66	61	56	52	48	44	41	38	35	32	
		1日ごみ量 【t/日】	0.49	0.41	0.36	0.38	0.36	0.34	0.30	0.26	0.22	0.21	0.19	0.18	0.17	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.10	0.09	
		原単位 【g/人日】	64.1	54.9	48.6	52.4	50.7	48.2	43.0	38.1	33.9	33.1	30.5	28.7	26.9	25.2	23.7	22.2	20.8	19.6	18.4	17.2	16.2	
	ペットボトル	年間ごみ量 【t/年度】	13	12	13	13	12	12	13	12	11	11	11	11	10	10	10	10	9	9	9	9	8	
		1日ごみ量 【t/日】	0.04	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	
		原単位 【g/人日】	4.7	4.4	4.9	5.0	4.6	4.7	5.2	4.9	4.5	4.7	4.7	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.2	
	容器包装プラスチック	年間ごみ量 【t/年度】	40	41	39	38	37	37	33	32	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1日ごみ量 【t/日】	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.10	0.09	0.09	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		原単位 【g/人日】	14.4	15.1	14.6	14.5	14.3	14.5	13.2	13.0	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	古布	年間ごみ量 【t/年度】	12	15	15	15	14	13	12	12	12	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
		1日ごみ量 【t/日】	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		原単位 【g/人日】	4.3	5.5	5.6	5.7	5.4	5.1	4.8	4.9	5.0	5.9	6.0	5.6	5.7	5.8	6.0	6.1	6.2	6.2	6.3	6.4	6.6	
	カン	年間ごみ量 【t/年度】	8	8	7	7	7	6	7	7	7	5	7	7	7	7	6	6	7	6	6	6	6	
		1日ごみ量 【t/日】	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
		原単位 【g/人日】	2.9	2.9	2.6	2.7	2.7	2.4	2.8	2.8	2.9	2.1	3.0	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	
	乾電池・蛍光灯	年間ごみ量 【t/年度】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		1日ごみ量 【t/日】	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
		原単位 【g/人日】	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	合 計	年間ごみ量 【t/年度】	1,934	1,900	1,835	1,823	1,807	1,773	1,813	1,801	1,809	1,897	1,768	1,751	1,743	1,735	1,729	1,719	1,711	1,702	1,695	1,688	1,682	
		1日ごみ量 【t/日】	5.30	5.21	5.03	4.99	4.95	4.86	4.97	4.93	4.96	5.20	4.84	4.80	4.77	4.75	4.74	4.71	4.69	4.66	4.64	4.63	4.61	
		原単位 【g/人日】	696.5	700.6	686.1	696.7	699.5	694.9	722.5	729.5	747.1	804.0	760.1	761.5	769.5	777.8	786.9	794.7	803.0	811.6	821.3	831.5	841.9	
集団 回収	古紙	年間ごみ量 【t/年度】	49	42	44	67	62	74	55	28	25	23	22	25	24	23	23	24	23	23	23	24	23	
		1日ごみ量 【t/日】	0.13	0.12	0.12	0.18	0.17	0.20	0.15	0.08	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
	アルミ缶	年間ごみ量 【t/年度】	5	5	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		1日ごみ量 【t/日】	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	合計	年間ごみ量 【t/年度】	54	47	48	71	66	78	59	33	29	27	26	29	28	27	27	28	27	27	27	27	27	
排出量	1日ごみ量 【t/日】	0.15	0.13	0.13	0.19	0.18	0.21	0.16	0.09	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07		
	年間ごみ量 【t/年度】	1,988	1,947	1,883	1,894	1,873	1,851	1,872	1,834	1,838	1,924	1,794	1,780	1,770	1,762	1,756	1,747	1,738	1,729	1,722	1,716	1,709		
		1日ごみ量 【t/日】	5.45	5.33	5.16	5.19	5.13	5.07	5.13	5.02	5.04	5.27	4.92	4.88	4.85	4.83	4.81	4.79	4.76	4.74	4.72	4.70	4.68	

◆図表 7 ごみ処理内訳の推計結果

			← 実績 推計 →															
項 目			27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ごみ排出内訳	A もえるごみ	【t/年】	1,388	1,466	1,467	1,470	1,580	1,456	1,453	1,448	1,441	1,436	1,431	1,425	1,420	1,414	1,409	1,404
	B もえないごみ	【t/年】	76	70	67	65	83	87	88	89	91	92	93	95	96	98	99	101
	C 粗大ごみ	【t/年】	82	71	76	103	97	94	87	88	91	93	92	91	90	91	91	91
	D 資源ごみ ビン	【t/年】	35	32	33	32	28	27	27	26	26	26	26	25	25	25	25	24
	E 資源ごみ 古紙	【t/年】	123	108	94	82	78	71	66	61	56	52	48	44	41	38	35	32
	F 資源ごみ ペットボトル	【t/年】	12	13	12	11	11	11	11	10	10	10	10	9	9	9	9	8
	G 資源ごみ 容器包装プラスチック	【t/年】	37	33	32	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H 資源ごみ 古布	【t/年】	13	12	12	12	14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	I 資源ごみ カン	【t/年】	6	7	7	7	5	7	7	7	7	6	6	7	6	6	6	6
	J 資源ごみ 乾電池・蛍光灯	【t/年】	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	K ごみ排出量計	【t/年】	1,773	1,813	1,801	1,809	1,897	1,768	1,751	1,743	1,735	1,729	1,719	1,711	1,702	1,695	1,688	1,682
処理内訳	L 焼却処理	①+②	【t/年】	1,506	1,589	1,592	1,620	1,741	1,616	1,607	1,604	1,601	1,599	1,594	1,589	1,584	1,581	1,577
		①もえるごみ A	【t/年】	1,388	1,466	1,467	1,470	1,580	1,456	1,453	1,448	1,441	1,436	1,431	1,425	1,420	1,414	1,409
		②中間処理残渣 可燃物	【t/年】	118	123	125	150	161	160	154	156	160	163	163	164	165	166	170
		③スラグ L*8.2% 資源物	【t/年】	102	137	127	130	144	132	132	132	131	131	131	130	130	130	129
		④飛灰 L*2.9% 埋立物	【t/年】	51	45	44	45	53	47	47	47	46	46	46	46	46	46	46
	M 中間処理+直接資源化 (B~J)の合計	【t/年】	385	347	334	339	317	312	299	295	294	293	289	285	282	281	279	278
		⑤粗大ごみ処理施設 B+Cの合計	【t/年】	158	141	143	168	180	181	175	177	181	185	185	186	187	189	191
		破碎残渣 ⑤*88.3% 可燃物	【t/年】	118	123	125	150	161	160	154	156	160	163	163	164	165	166	170
		金属類 ⑤*11.7% 資源物	【t/年】	40	18	18	18	19	21	20	21	21	22	22	22	22	22	22
		民間資源化業者 D~J 資源物	【t/年】	227	206	191	171	137	131	124	118	113	108	104	100	96	92	86
N 集団回収量 資源物2			【t/年】	78	59	33	29	27	26	29	28	27	27	28	27	27	27	27
O 資源化量 =”資源物”			【t/年】	370	361	336	319	300	285	276	270	266	261	256	252	248	244	237
埋立量 =”埋立物”			【t/年】	169	45	44	45	53	47	47	47	46	46	46	46	46	46	46
P 総排出量 K+N			【t/年】	1,851	1,872	1,834	1,838	1,924	1,794	1,780	1,770	1,762	1,756	1,747	1,738	1,729	1,722	1,709
Q リサイクル量 N+O			【t/年】	448	420	369	348	327	311	305	298	293	288	284	279	275	271	264
リサイクル率 Q÷P				24.2%	22.4%	20.1%	18.9%	17.0%	17.3%	17.1%	16.8%	16.6%	16.4%	16.2%	16.1%	15.9%	15.7%	15.5%

参考資料

用語の説明

【あ行】

◇ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

【か行】

◇ 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

◇ 感染性廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）により特別管理廃棄物に指定された、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物。

◇ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

平成 12 年法律第 104 号。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けている。

◇ 広域処理

ある地域から発生する廃棄物を適正に処理するためには、環境サイクル（物質循環）が成り立つ一定以上の空間が必要である。それに必要な空間は、廃棄物の発生量、処理技術及び処分方法が相互に関連して定まってくる。

一定地域から発生する廃棄物をその区域内だけで処理せずに主にその周辺地域さらには、それ以外の区域も含めた広い地域全体を対象にして計画的・集約的な廃棄物の処理を行おうとするものである。

◇ ごみの三成分（ごみ性状）

JIS の石炭の工業分析方法に準拠し、ごみの成分を一般的に、可燃物、灰分、水分によって表示する。水分と灰分は直接測定し、その残りを可燃分とする。これらの割合は収集地域、方法、季節的ならびに気候的变化によって非常に広範囲に変化する。

◇ ごみ処理有料化

ごみ処理費用を市町村が一般財源で賄うのではなく、処理手数料のすべてまたは一部を排出者から徴収することをいう。目的は自治体によって異なるが、ごみの減量のインセンティブとするため、排出者間の費用負担の公平を保つため、清掃事業費に充てるため、などが挙げられる。

事業系ごみや粗大ごみについては有料化する市町村が増え、また家庭から出される粗大

ごみ以外のごみについても有料化が進む傾向がある。

有料制には、世帯あたりから一定の処理手数料を徴収する定額式と、排出量に応じて徴収する従量式がある。

また、料金の徴収方法としては、指定袋方式とステッカー方式がある。

【さ行】

◇ 災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

◇ 最終処分場

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

◇ 再生利用

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

◇ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

◇ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成 12 年 5 月に成立し、平成 13 年 4 月に施行された。この法律は、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指すというもの。

◇ シャフト炉式ガス化溶融炉

シャフト炉式ガス化溶融炉は、熱分解ガス化と溶融を一体化して行うもので、炉内は上方から下方に向かって乾燥・熱分解ガス化域と燃焼溶融域から構成されている。廃棄物は、ガス化溶融炉内で乾燥・熱分解ガス化され、残りの灰分と不燃物が下部の燃焼溶融域で溶

融スラグ化される

◇ 収集運搬

収集とは、ごみステーションなどに排出されたごみを集めて回ること、運搬とは、収集したごみを処理施設まで運ぶことである。

◇ 集団回収

町内会、子供会、PTA など地域団体が定期的に古紙、空き缶、空きびんなどの資源として使えるごみを回収し、資源回収業者に引き渡すことによって効率的に再生利用を図る方式をいう。

◇ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

◇ 循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）

平成 12 年法律第 110 号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

◇ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 （小型家電リサイクル法）

平成 24 年法律第 57 号。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

◇ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14 年法律第 87 号。自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破砕された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっている。

◇ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 12 年法律第 116 号。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として制定された。

◇ 浸出水

埋立地内に浸透し、埋立ごみと接触して汚れた雨水をいい、最終処分場で降雨や廃棄物

中の含有水から浸出してくる汚水のことをいう。この浸出水を排水するには、廃棄物最終処分場指針によって、排水集排水施設及び浸出水処理施設を設けなければならない。また、浸出水の性状や量を定期的に測定、分析するモニタリング設備を必要に応じて設けなければならないとされている。

◇ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース）：発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

◆ 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要である。

◆ 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、[1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

◆ 再生利用（リサイクル）

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

◇ スラグの有効利用

廃棄物の熔融処理によって得られる熔融スラグを廃棄物として処分するのではなく、資源として再利用すること。

スラグを再利用することによって、廃棄物の最終処分地の延命化が図られるとともに、資源循環社会の構築に寄与できる。

用途として、原料骨材及び二次製品の原料としての適用がある。前者では、天然骨材の代替品として埋め戻し材、ウエイト材、セメント用骨材などへの適用がある。後者では、タイルなどの建築資材、断熱材、軽量骨材などの原料として適用がある。

◇ 事業者責任

廃棄物処理法第3条には、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理は排出事業者の責任において適正に処理することと定められている。従って、事業活動に伴うごみの処理については、事業者が自ら行うか、市町村が行う場合には処理原価に相当する手数料を事業者が支払うべきである。また、製造者・販売者が自社で製造・販売した製品に対する責任をもつことも事業責任者の一つである。

◇ 焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分とからなっている。

焼却残渣中の未燃分については、ごみ処理施設構造指針により、熱しやく減量値で、焼却能力が 200 t /日以上施設では 5 %以下、200 t /日未満施設では 7 %以下、バッチ燃焼式の場合は 10%以下としなければならない。

【た行】

◇ ちゅう芥類

台所、調理場から排出される主に食品材料から分離された不可食部分、及び残飯等を主体とするごみをいう。植物性食品材料と動物性食品材料によって発生するちゅう芥は、植物性ちゅう芥と動物性ちゅう芥とに分けられる。

スーパー等で前ごしらえ食品、インスタント食品、半加工食品等が多量に販売されるようになり、ごみ中に占めるちゅう芥の量は減少している。水分を多く含むごみの低位発熱量に大きな影響を与える。

◇ 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに鉄や、アルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

◇ 適正処理困難物

廃棄物処理法の第 6 条の 3 では、適正処理困難物について、「厚生大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる。」とし、市町村は事業者に対して、「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めること。」としている。平成 7 年 3 月には、廃ゴムタイヤ、25 型以上の廃テレビ受像機、250 リットル以上の内容積の廃電気冷蔵庫、廃スプリングマットレスの 4 品目が適正処理困難物に指定された。

◇ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

◇ 特別管理一般廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。ほかの廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用される。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃 PCB、廃石綿などが指定されている。

【は行】

◇ 廃棄物処理計画（一般廃棄物）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理計画ならびに産業廃棄

物の処理計画について定めている。一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であって、市町村は、その地域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。この計画には、一般廃棄物の発生量推計、排出抑制方策、分別方法、適正処理と施設整備に関する事項を定めることとされ、また、地方自治体で規定される市町村の基本構想に沿うこと、関係市町村の計画と調和を持つこととされる。

◇ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

◇ 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

◇ バグフィルタ

廃棄物の焼却により発生するダイオキシン類はその強い毒性ゆえに除去もしくは分解されなければならない。バグフィルタは、ろ過式集じん装置の代表で、焼却により発生するダイオキシン類を飛灰と共に捕捉する。

装着するろ布の種類、形状を変えることによって幅広い集じんに対応できる。排ガスがバグフィルタ内に装着されたろ布を通過する時、排ガス中のダスト成分がろ布表面に堆積されて集じんが行われる。また、排ガスの温度や組成によってろ布素材の選択が可能であり、ガラス繊維や PTFE を使用すれば 250℃での処理も可能である。最近セラミック繊維を使用することによって 500℃以上での集じんも可能となってきている。

集じん率は 99%以上が期待でき、ろ布の選定によってはサブミクロン以下の粒子も捕集ができる。計画に際しては、運転時の圧力損失が大きくならないように、ろ過速度、クリーニング法等を選定することが肝要となる。

◇ フロン

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンと言います。

そのうち、C F C（クロロフルオロカーボン）と H C F C（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質です。また、H F C（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」といいます。H F C は塩素を持たないためオゾン層を破壊しません。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっています。

【や行】

◇ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （容器包装リサイクル法）

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの

大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

【ら行】

◇ 流動床式

れんがまたは、キャストブルで内張りした縦型の炉体で、その底部に流動媒体である砂を一定の高さに充てんし、同じく底部に設けられた散気装置より熱風が送られ、流動媒体（砂）が赤熱されて沸騰状態を保つようになっている。この中にごみ投入して焼却するので、ごみの焼却熱により流動媒体は過熱、蓄熱され、ごみによる自熱が継続されるものである。

◇ 連続式焼却施設（全連続運転式・准連続運転式）

連続式焼却施設とは、焼却炉内へごみの送入、炉内のごみの燃焼、炉内よりの灰の搬出を連続的かつ、容易に行いうる機械設備を備えていることにより、ほぼ定常的な燃焼管理を行える焼却炉形式をいう。これは1日24時間稼働が原則であるが、1日16時間稼働等、間欠稼働を予定する場合もあり、便宜上24時間連続稼働を予定するものを全連続運転式、間欠稼働を予定するものを准連続運転式と呼ぶ。

【わ行】

◇ ワンウェイ容器

一度使用しただけで再び洗って使用できない容器をいう。商品の多様化に従って、ワンウェイ容器は種類、量ともに増加傾向にある。大半が自治体のごみとして回収されている。このうち、びん類や缶類は選別され原料として再利用される割合が高いが、プラスチック容器や紙容器の大半は焼却処理あるいは埋立処分されている。

資料：廃棄物小事典 新訂版、社団法人 日本エネルギー学会・廃棄物小事典編集委員会 編
：環境省 循環型社会白書（平成26年度版）、環境省
：リサイクル・適正処分のための廃棄物工学の基礎知識、田中信壽 他、技報堂出版